

平成31年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月6日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成31年3月6日（水） 午前 9時00分
散 会 日 時	平成31年3月6日（水） 午後 5時30分
委 員 長	金子 雄一
委員会出席 委員	
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 2 号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例	原案 可決
第 3 号	鴻巣市公共施設等整備基金条例	原案 可決
第 4 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 号	鴻巣市空家等対策協議会条例	原案 可決
第 22 号	平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 28 号	平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
請 願 第 1 号	消費税増税中止を求める意見書の提出に関する 請願書	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長

藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と野本恵司委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第2号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第3号 鴻巣市公共施設等整備基金条例、議案第4号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 鴻巣市空家等対策協議会条例、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する請願書の議案8件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46-6、常任委員会の審査方法は議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第28号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理していただき、議案第22号及び第28号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。その後休憩して、議請第1号に直接に関係のない執行部の退席の後再開し、議請第1号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。委員の皆様、円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、それでは議案第2号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について執行部の説明を求めます。

(総合政策課副参事) おはようございます。それでは、本委員会に付託されました議案第2号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、平成30年12月定例会において議決をいただきました鴻巣市行政組織条例の一部改正に伴い、部名や課名の変更等について32件の関係条例を一括して改正するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 今提案説明おっしゃっていただいて、これ本会議の議案の上程を副市長が行った内容と変わらないですよ。では、委員会は何なのだということになるので、質問されなければというふうにしなくて、例えば主なところの最後のところ、例えば議案の何ページかな、附則のところなどは一切何も書いていないわけだから、このところはどのようなものかと、ちょっと少しは、委員会なので、丁寧にご説明していただけますか。

(総合政策課副参事) 失礼いたしました。今回の改正につきましては、市長部局、教育委員会の所管がえを伴うものもあります。スポーツ健康課のほうが生部局から今回教育委員会に所管がえなどというものがあります。

(竹田) わかりますよ。そういうことなのだけれども、ではそれに伴ってこの部分はこう変わっています、例えば私附則のところを申しあげましたけれども、例えばの話、ここはこういうふうになりましたとかというのを、委員会なのだから、できる限り詳細に審議するのが委員会な

ので、その附則の部分はもう少しちょっと丁寧にご説明いただけますか。

（企画部長）附則の部分につきましては、2点ほどあります。1点目は、任期の関係であります。これは、青少年問題協議会が教育委員会の生涯学習課から市長部局のこども応援課に変更になっております。また、スポーツ推進審議会につきましては、逆に市長部局のほうから教育委員会へ所管が変更になっております。これに伴って、委員の任期が委嘱しているのが市長であったり、市長であったものが教育長になりますので、任命権者、委嘱の権者が違う、だけれどもその任期をそのまま継続しますというような改正が1点。もう一点が使用料の許可等に関するものということで、これも同じように市長部局から教育委員会へ、教育委員会から市長部局へ移動している、例えば馬室キャンプ体験広場等もそうなのですけれども、所管が変わって、例えば使用の許可を出したのが無効になるということだと、利用者の方に不便をかけます。なので、経過措置としてそれも有効である、所管が変わったとしても引き続き有効であるというような経過措置を附則のほうで設けています。

以上です。

（竹田）私が最初にお問い合わせいただいた関係上、いいですね。

（委員長）はい。

（竹田）質問させていただきます。

今回の条例改正で本当に多方面にわたってやっておられますので、条例の中での文言の整理はいいと思うのですけれども、一番最初、ちょっと資料の中の……1条の関係です。青少年問題協議会ということで、こどもも未来部こども応援課というところに移動になっています。これは教育委員会からなのですけれども。この青少年という青少年の概念、子どもというのか、例えば勤労青少年といった場合は30歳までなりますよね。だから、この青少年という概念をまずお尋ねをしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）青少年という概念ですが、法律上の規定として、それぞれ何歳から何歳までということはないですけれども、きちんとそれぞれに関する青少年という言葉を使っている中で、例えば18歳までだとか、20歳までだとか、それぞれの所管のところでの運用の

中で年齢幅というのは決まっていますので、必ずしも、例えば委員がおっしゃる30歳というものもありますし、中では18歳までとか、そういうそれぞれのところで解釈が違っているものと考えております。

(竹田) そうなのですね。では、青少年とは何ぞやというので、ちょっと私も調べてみましたら、例えば18歳までとか、20歳までとか、それから勤労青少年というところと30歳までというふうになったときに、ではこども未来部でいいのかと。子どもって、では幾つまでを子どもというのかということも含めてちょっと認識をお尋ねしておきます。

(企画部副部長兼総合政策課長) ふだんそれぞれ所管しているそれぞれの法律に基づいて仕事をしている部分について、定められている年齢というところでの位置づけの中で、その青少年という組織の、組織といいますか、事務分掌のくくりの中で考えておりますので、まず年齢があって青少年という位置づけではないというところで仕事は動いているというふうに考えております。

(竹田) いわゆる青少年というふうになって、青少年問題の協議会というふうになったときに、やっぱりその法的な根拠は私はある程度必要だし、全体的な概念の中で特に教育総務部に置いておいたというのは、社会教育上も必要だったから、そうした部分というのはあったというふうに思うのです。だから、あえてこども未来部に移していくというところでは、青少年の社会的な背景、問題も含めれば、私はもとの教育部の中の総務のほうにあったほうがいいのではないかとというふうに考えるので、いわゆる根拠、いろいろな青少年に対する考え方の年齢の範囲も違うのだったら、もっと広く対応できるようにしておいたほうがいいのではないかとというふうにはちょっと思うものですから、あえてちょっとしつこく質問させていただいております。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、青少年というところについての組織がえという部分と、あと業務の平準化というところ、市役所の業務、庁内の業務全てにおいてのまず平準化というところも含めまして、組織の変更を今回機構改革したところです。その中で、青少年という位置づけが今度こども未来部に行くというところでは、例えば小学生が行って

いたかるた大会とか子ども中心のところもありますので、必ずしもこども未来部が合っていないということではないと思っておりますので、そういう一つ一つの業務を見ながら、こども未来部のほうに移管したところ です。

（竹田）では、いわゆる法的な根拠よりも、全体の業務量を優先した結果、このこども未来部子ども応援課になったという解釈でいいのかどうかだけ確認しておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）必ずしも平準化だけをとって、そのために動かしたわけではなくて、そういう当然法律の部分だとか、仕事の内容も含めて総合的に判断した中でこども未来部に移管したところ です。

（竹田）続いて、鴻巣市スポーツ推進審議会、これは教育委員会になって、これはスポーツ推進法に基づいてやるから、私はこれが妥当かなというふうに考えるのですが、その中でのスポーツ推進計画というのはまだ鴻巣ではないというふうに私は認識しているのですが、その認識でいいかどうかだけまず最初確認します。

（企画部副部長兼総合政策課長）……の部分については、ちょっとここでの発言は控えさせていただきます。

（竹田）今回教育委員会、今までは市長部局だったのだけれども、教育委員会になっていく、スポーツについてはスポーツ基本法という法律があって、それに基づいてやると。だから、逆に言えばそれが本当私はいかなというふうにちょっと思っているのです。だから、個別の問題というより、では何をこの中で、教育委員会の中で教育部スポーツ課というふうにあえてつくっているわけだから、そういう点ではこれは個別の事案ではなくて、ちゃんと私はやる内容、教育部スポーツ課において処理をするわけです。審議会もいろいろやったり、この審議会の中ではスポーツ基本法もつくるとかということも含めた内容になるのですかということをお聞きしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）今委員がおっしゃるとおり、個別の計画を作成する、あるなしだとか、今後どう考えているかというところは、

ちょっと総合政策で今わからない状態ですので、各課で今後どういうふうに対応していくかというところについて検討するものだというふうを考えております。

(竹田) それに絡んで、11条との関係で、鴻巣市馬室キャンプ体験広場設置及び管理条例ですが、このところは今度は今まで教育委員会にあったものが市長部局に移動するのですよね。

(はいの声あり)

(竹田) その中で、何ゆえに馬室キャンプ体験場を教育委員会から市長部局に移動するのか、お尋ねをしておきます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 教育委員会、生涯学習という観点もありますが、使用している部分についての管理については、こども未来部のほうの……先ほどの青少年の議論の中の位置づけとして、こども未来部のほうに今回移管しているという形になっております。

(竹田) 実はスポーツ基本法の中には、スポーツ基本法の中の第24条に野外活動及びスポーツ、レクリエーション活動の普及奨励というのが出ています。国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動については、だから野外活動ですよ。も含めてスポーツ、レクリエーション活動普及促進、それから野外活動はスポーツ……ということでは、スポーツ基本法に基づいた先ほどの所管の移管をするという移動ということでしたから、私はこのところで今までやっていて、教育委員会で、しかもスポーツ基本法ではちゃんとこの条文が位置づけられているわけだから、何でこども未来部、市長部局のほうにあえて移動する必要があるのか、生涯教育としてのスポーツ、それからさっきの言った十分やるわけだから、何でここをあえて移動する必要があるのか。上位法との関係で、やっぱり根拠は私つくっておく必要があるというふうに思いますのでお聞きしているのですが、どうなのでしょう。上位法との関係でお示してください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 先ほど申し上げたとおり、法律だけと

かではなくて、今回機構改革を行って、もちろん法律に沿ったものもあるというか、法律も考えながら、実際の実務もとりながら、その中で一番いい方法としてこども未来部のほうに移したという考え方です。

（竹田）だったら、それはいわゆる行政サイドの考え方であって、行政サイドの考え方で自分たちが組織条例をいじって平準化するようにするという。でも、市民には長い間教育委員会に行って、あそこ馬室キャンプ場として、市民の生涯教育としての位置づけでやっているのだったら、市民サイドにしたらあえて変える必要ないと思うのです。ましてや今の上位法との関係もあったりとか、オリンピックに向けて上位法に基づいて今回やるというふうであるならば、一層ちゃんと物事、先ほど総合的に判断するというふうにおっしゃいましたけれども、総合的に判断して市民目線に立ったら今までどおり所管を変わらなくたって何らいいのではないかと。それに必要な職員を配置すればいいわけであって、いろいろ目先を変えたり、所管を変えるということは市民の皆さんにとれば非常にわかりにくくなる。そういうところでいうと、むしろ行政の都合で行政改革をしているわけだから、ちゃんと必要な職員を配置すればいいわけで、さっきの業務の平準化というのだったら、いうふうに思いますが、そこはどうなのでしょう。

（企画部副部長兼総合政策課長）馬室キャンプ場につきましては、青少年活動の一つとしての位置づけと考えておりますので、こども未来部のほうに移管したということと、先ほど言いました、何度も申し上げて申しわけありませんが、総合的な観点で移管したということです。市民目線という部分については、これからしっかりと周知しまして、皆さんにわかっていただくような行政事務に努めてまいりたいというふうに考えていますので。

（竹田）こども未来部だけれども、子どもというふうにしか思わないから、高齢者の皆さんとかいう人たちが、では馬室のキャンプ場を使おうとしたときに、こども未来部所管だよというとなんか引いてしまう側面ってあるではないですか。だったら、社会教育の一環として全ての年齢の皆さんが活用できるのですと、高齢者の皆さんがこども未来部に行

って、悪いけれども、あそこのキャンプ場でちょっと炊飯したいから貸してくれよというふうにはなかなかならないでしょう。だから、そういう点からいうと、社会教育の一環として全ての市民の皆さんに利用を促進すると、だからそういう観点なのですよというほうがよっぽど私わかりやすいと思うのです。何でこども未来部に移したのか。高齢者の皆さんだって活用しようと思ったらこども未来部というふうになったら、名前の印象からだってちょっと違うかなというふうに私は考えますが、どうなのでしょう。

(企画部副部長兼総合政策課長) 何度もこれも申し上げますけれども、そういう部分もあろうかと思えますけれども、そういう誤解がないように広報等で周知してまいりたいと思えますので、よろしくお願いします。

(竹田) 誤解がないようにというのは、誤解が与えられるということを前提の答弁だったと私はちょっと考えますので。

続いて、ちょっと申しわけない。体育館とか教育委員会とかという場合の、今までは市長はというふうになっていますよね。市長は。だから、市長は個人としてなのだけれども、教育委員会はという会として表現していますよね。例えば教育長はとかというのではなくて、個人ではなくて会として、組織としてやっているというその文言というのはどこが違うのでしょうか。市長はとなっていますね、ここの部分では全て。市長は。だけれども、こっちは教育長はとしていない。教育委員会はというふうになっているのです。その違いというのは何かあるのでしょうか。

(何事か声あり)

(竹田) 一番わかりやすいのは、議案の資料の10号のところで、事業のところで文化センターは今まで市長部局だったのですけれども、教育委員会部局になって、その中で利用の許可の中であらかじめ市長の許可はとなっていますけれども、教育委員会は教育委員会の会としてのと、長というのは、ここの解釈というのは何ゆえにこういうふうになるのかだけちょっとお尋ねしておきます。

(委員長) 竹田委員、資料の。今資料と言ったよね。

(何事か声あり)

(委員長) 出ますか。まとまるまでちょっと。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 2 8 分)



(開議 午前 9 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) それぞれ鴻巣市長、また教育委員会というところはそれぞれの執行機関を指していますので、個人を指しているわけではないということで、市長部局については市長、教育委員会部局については教育委員会という機関を指しているということになっております。

(竹田) 個人ではないって。もう一度申しわけない。ちょっと私回転が追いつかない。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今のご質問の市長と教育委員会の関係は、それぞれ執行機関としての位置づけで鴻巣市長、教育委員会については教育委員会ということ指しておりますので、そこの文言と申しますか、そこが変更になっているということになっております。

(竹田) はい、わかりました。執行機関としてのあれね。わかりました。ということは、執行機関としての長がつくということだから、非常に長のつく人が執行機関のいろいろなものが集中されるということですね。ということは、貸借対照表の16……ごめんなさい。議案の資料の16。貸借対照表の……

(何事か声あり)

(竹田) 新旧対照表だ。ごめん。貸借対照表。予算。新旧対照表の……

(委員長) もう一回確認。

(竹田) はい、申し上げます。

(委員長) もう一回初めから言ってください。

(竹田) はい、済みません。新旧対照表のナンバー16のところの市長政策室、総合政策課とか、執行機関としての長でしょう。ということは、

執行する、執行の長というのは、執行の権限を持つと、だから教育委員会は会としての執行の権限を持つということですから、私はこの市長という名前がつくということは、執行の権限の、政策課でしょう。そうすると、市民の声を聞いてやるというふうにはならない、市長政策室だから。そこが私はちょっと違ってくるのかなと。さっきのお答えいただいた市長というのは執行機関だから、執行機関の市長政策室だから。市長政策室ってまさに市長の執行を推進するための政策室だというふうに私読み取れるのですが、どうなのですか。市民の政策ではない、まさにマニフェストを執行するための政策室だというふうに読み取れるので、どうですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）それはあくまでも組織の名前でして、我々職員が市民の皆さんのために総合振興計画に位置づけた各施策の計画を着実に実行するために仕事をしておりますので、市長のためということではなくて、市民の皆さんのための仕事をしているというところです。

（竹田）これで終わりにしますけれども、さっきの総合振興計画に基づいて執行する、そのために市民の皆さんの、やるよというふうにおっしゃいました。それは総合振興計画に基づいたのはするのは当たり前なのですけれども、それとあわせて市民の声を聞いてやる、だから広聴広報室というふうに先にお聞きしますというので広聴になっていると思うのですけれども、だからそういう点からいうと総合振興計画に基づいて実践するというのはどこの部署もみんな同じなわけで、それとあわせて市民の声を聞く広聴広報室もあるわけだから、市民政策室というふうにしても何ら問題ない、むしろ市民を主人公にした政策にするということで、政策総務、振興計画に基づいて実践するのはあれだけでも、でもそのほかにいろいろなものが出てきたときに、では市民の声をどう聞くのだといったときに、市民政策室というふうにしたほうがさっきの執行機関としての集中というふうなことを考えると、あえて市長にしているところに私はちょっと違和感を感じるので、ちょっと最後しつこく聞いておきます。

(企画部長) 基本的には、この市長政策室につきましては、この文言だけ見るとそうなのですからけれども、これの言葉の意味というのが、市長が市民のために行う政策を執行する室だというふうに我々は考えて名称等を考えておりますので、したがって市長が市民のために当然ながら、市長部局ですので、行くと。教育委員会もそうでしょうけれども、みんなそういった言葉の、文言の中にそういったものを含めた名称とさせていただいたということです。

以上です。

(竹田) 言葉ってすごく大事なのですよね。私たちは言論の府である議会の議員として、だから私が時々間違ったりとかしていてもごめんなさいと、皆さんもそうですけれども、表現が間違っていました、適切ではありませんでしたということで、言葉ってすごく大事なのです。だから、言葉について一言でわかる、一言でわかりやすい、そういう組織にしていくのが本来の行政の役割であって、いろいろな理解を解釈をすることは、例えば119番、110番もそうでしょう。わかりやすくするためにずっとあるわけだから。そういう点からいうと、あえてそういう表現をするのだったら、やはり市民の皆さんの立場に立ってやるのですよというたら、市長ではなくて市民というふうにしたほうがよっぽどわかりやすいと私は思うのですけれども。言葉として。

(企画部長) それぞれいろいろ意見があるかと思われま。一般的にはほかの他の市町村なんかの組織、名称を見ても、やはり市長政策室ということで、市民政策室というのはちょっと見受けられなかったかなということで、我々とするとな一般的に受け入れられている言葉なのかなというふうに考えております。

以上です。

(矢島) この議案の出し方についてなのですからけれども、機構改革に伴って一括でこういう議案を出していますけれども、ただそれが部署が変わることによって先ほどから言っている市長から教育委員会になったり、課名が変わったりとか、これ一括して行うというのは効率的でいいと思うのですけれども、ただし例えば体育館条例はそれだけではないですよ

ね。現行では、職員を置くことができる、できる規定になっていますけれども、改正案では職員を置く義務規定、こういうことって大きい改正ではないでしょうか。これを機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例でまとめて提出するということはいかがなものかな、ここだけではないですよ。映画館、これも大変な条例改正だと思うのです。ここにも職員という項目で大きく新しく1条を設けていますけれども、こういうのがあるのに何で整理に関する条例で一括してまとめてしまうのかな、それで細かく聞こうとすると政策総務ではない、所管が違うから質問ができないと。では、どこでするのだと。では、本会議の質疑のときにやればいいではないかとおっしゃるのだったらそうかもしれないけれども、やっぱりそれでは余りにも委員会を軽視しているのではないかなと。こういう条例案の出し方でいいのかどうなのか。もう少し質疑ができるような形の議案の提出をできなかったのか、考えられなかったのか、細かい内容については聞きませんが、議案の提出の仕方についてお伺いします。

(委員長) どうしますか。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)



(開議 午前9時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部長) 先ほど整理条例ではなくて抜き出したほうがいいのかと、審議はするべきではないかというお話の中で、基本的な法制執務での考え方からいたしますと、いわゆる政策的なものがかかわってくる場合につきましては、ただ単に条文を整理するだけではなくて、ちゃんと抜き出して別の条例、今回も1本ありましたけれども、今回につきましては例えば職員を置くことができるから置くというような、できる規定からある意味強制力を持たせたという中で、もともとがこれ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の職員の規定のところを持ってきて

いる。なので、文言がちょっと条例上置くことができるということだったのですが、その根拠となる法律のほうに置くということでやっていたので、単純にその法律に合わせた改正ということで、今回整理条例とさせていただきます。

以上です。

(矢島) ですよ。そういう説明が必要だと思うのです。機構改革に伴う整理に関する条例って、先ほど担当のほうからこの議案についての説明が本当にご丁寧に短くありましたけれども、またそうではないと思うのです。例えば今の話のようにできる規定からほぼ義務規定に近いという、これ政策上の大きな問題ですよ。これを小さいと捉えてしまうと話にならないのですけれども、私は大きいと思う。人によって大きい、小さいはあるかもしれませんが、できる規定から義務規定という、これ大きいと思うのです。それをやっぱり認識をしていただきたいし、今後どういうふうにしていくのかというのは十分配慮して議案の提出をお願いをしたいと思います。

以上です。

(野本) この議案第2号の効力といいますか、附則の一番最初に31年4月1日から施行すると書いてありますが、これはいつまでということはないわけですが、その辺は条例はどういうふうに整備されていくのか。要は前回の機構改革のときにはこういう条例があったのかどうかちょっとわからなかったのですが、それも含めて伺いたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時45分)



(開議 午前9時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部長) 済みませんでした。前回機構改革を行ったときに、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例ということで上程をさせていただいております。条例、この改正の技術的などところというところになってくると思います。というのは、今回通常であれば何々条例の一部を改正

する条例というふうになるのですけれども、今回整理条例ということで、新たな条例をお願いをするということなのですが、それぞれの中身を見ますと第何条で何々条例の一部改正ということで、それぞれの条例を改正しているのです。全体的には新規の条例のように見えるのですけれども、例えば第1条で鴻巣市青少年問題協議会設置条例の一部を次のように改正するというようなそれぞれの改正文が全部入っているのです。その改正文をまとめて新たな条例ということで上程をさせていただいている状況です。したがって、この条例が仮にご決定いただいた場合には、この1条の青少年問題とすると、第3条2項中の教育委員会を市長に改めるということで、例えばワードとか、パソコンのワープロだとすると教育委員会と書いてあるのを上書きで市長というふうに打ち直して、改正後の条例というふうなことになります。したがって、前の条例を廃止するとかしないとかというのではなくて、もともとある条例に対して修正をかけていくというような形になります。

以上です。

(野本) そうすると、今の説明でこの条例の性質というものがわかりました。この条例は、次に同じようなことが行われるときにはそのままこれは扱うことはないというふうに考えてよろしいわけですか。

(企画部長) はい、委員おっしゃるとおりでございます。今回の条例で例えば委員会、教育委員会を市長に変えましたので、あり得ないと思う、わからないですけれども、市長を教育委員会に変えるとすると今度は逆の改正文で上程させていただくということになりますので、そのまま生きるということになります。

以上です。

(野本) そういう意味では、すごく範囲の広い内容になってはいるわけですが、前回の議会で機構改革そのものは議会として認めている中で条例を改めて変えていくということだということなのですよね。そういう意味では、上程の仕方が今回委員会でも議論になっているので、もう少し整理できないだろうか。例えば教育部局から市長部局になる場合、前はそうだったわけですよね。そういう場合はそこを切り分け

て、逆に教育部局から市長部局へというものは性質上それを1つ、教育部局から市長部局へを1つというふうに分けると委員会としては審議しやすいのではないだろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。整理をしたほうがいいのではないかとということですが。

（企画部長）これにつきましては、法制執務のルール等と議会運営等を踏まえまして検討させていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

（中野）ただいま野本委員と関連するのですが、そうするとこの条例は、前の条例が廃止でも何でもないとっているのだけれども、逆に言えば本来的には例えば教育委員会から市長部局へ、市長部局から教育委員会ありますよね。それそのものは前の改正でしかないではないですか。その部分でいえば。そうでしょう、その部分でいえば。あともう一つは、例えば部ないし課の名前が変わったというのとはわけが違うのだよな、それは。市長部局から教育委員会と。教育委員会は市長部局に行くと。それ自身はやっぱり私は単なる部の名前とか課の名前が変わる、機構改革によってということとは違うと思うのだよ、それは。そうすると、そういう点からすると野本委員が言うように、やっぱりそれは分けていく必要があるということと、もう一つはそれを一括してそういう機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例だけで法的根拠が成り立つのかどうか。前の条例は、これが可決されれば廃止するものではないというのだったら、ではそれは法的根拠として廃止するのでもなければ生きていくわけでしょう。その関係はどうなのですか。それが1つ。

いま一つは、先ほどやっぱり矢島委員から言われたように映画館についても、それから体育館についても今までは置くことができる、できる規定が置くという、置かなければならないという規定になったと。その後にはただし書きあるのだ、両方とも。ただし書きがあるということは、現在の体育館にしても、あるいは映画館にしても、指定管理者で運営しているのだよね、指定管理者で。そこをただし書きがあるということについては、いずれ直営になるという可能性を秘めてこういうただし書きを

置いているのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思うのですが。

（企画部長）先ほどいただきました廃止になる、しないという中で、いわゆる一般的な条例の一部改正と基本的には同じような形ということで、ちょっと申しわけないですけれども、この改正文がもとの条例に溶け込むということでご理解いただければというふうに考えているのですけれども。

もう一点、ただし書きということですが、これは特段これを直営にするとかしないとかというのではなくて、どちらでもちゃんと条例上解釈できるような形で両面を規定をしているという形になっています。以上です。

（中野）であれば、最初のやつについてはやっぱり一部改正とすればいいではないですか。こんな全く新たな条例という形にとれますよ、確かに。そうすると、これを前の条例と法的関係はどのようなのですかというの、根拠あるのですかというの。自治体は条例を定めるになっているのでしょう。その条例の前の条例があって、さらにまた新たにつくるという。だったら、前の条例を一部変えて、例えば教育委員会が市長部局、あるいは課が、部が変わるといようなことで一部改正でいいと思うのです。それを今言ったように新たな条例のように見えるような出し方、表記をしておいて、それで何か前のが生きると、廃止ということではないのだという、非常に答弁が何か曖昧というか、それで委員会がそうですかというわけには私はいかないと思うのだよな。そこはきちっとすべきだと。それから、もう一つは、2点目は本会議では了承しているというのだけれども、本会議ではないということ、置くということは何か意味があるのかというふうに思いますよ。映画館にしても、体育館にしても。特に映画館の場合には全く今度新しく4条にそれを置いて、4条以下は繰り下げて5条、6条にしていくわけでしょう。ということは、この限りではないということの意味合いは、何をもってこの限りではないというものをあえてつけるつもりなのか、この中に加えているのか。条文の中に加えているのか。今の説明だと、企画部長の説明だとこれもちょっと理解、何か不明な答弁だと思うのです。明快にこうだからこうだという

ふうにしないとやっぱり、わかったような、わからないような答弁では僕はちょっとなかなか理解できないと思うのだけれどもな。

(企画部長) まず、最初の1点目の上程の仕方というか、改正文のやり方につきましては、法制執務というある意味一定の条例とかを改正するルールというものがあまして、政策的なものがない、意思がない場合は、そこはちょっと議論にはなっているところですけども、政策的なものなくて、単に、単にという言葉も失礼ですけども、いただいた前の機構改革の条例をご決定いただいて、それに基づいて自動的に変わるものについては特段の政策的意思がないという中で、一応整理条例ということで細かい、ちっちゃい一つ一つの改正文をまとめて上程をできるという考え方が1つあります。我々とすると、先ほどご指摘いただいた置くとか、できるとかというところが、そこはちょっと今後検討というか、このようなことがあった場合はちょっと検討させていただくということで一旦ご理解いただいた中で、ほかの例えば、ただ単にと言っただけですけれども、部名と課名が変わるものについては一個一個例えば一番最初の青少年について1つの条例として議題として上げるかというところ、そこまではないでしょう、逆に議員さんに対しても一個一個全部、結局同じなのですけども、やるよりは、1つのちっちゃいものはまとめて整理という形でやったほうがいいのかというところで、こういった形で上程をさせていただいているのが法制執務のルール上でもありますし、先例でもありましたので、一応こういった形で上程をさせていただいております。

逆に整理ではなくて整備条例というものもあるのです。ちょっと逆になってしまうのですけれども。整備というのはある程度政策的なことが絡んだ場合、だけれどもまとめてできるでしょうといった場合は、今度は整備条例という形になります。なので、さまざま法制執務上は改正に対してのルールがあります。今回はあくまでも大もとが部の名称、課の名称を変更するという中で、ある意味単純というか、機械的な置きかえで済むのだろうという中で、整理という条例を上程させていただいたということになります。

それとあと、ただし書きのことですけれども、これは基本的には例えば体育施設だと所長、その他必要な職員を置くということで、これは先ほどご説明させていただきました法律に基づいた言葉の整理という認識で上程させていただいております。その辺はちょっと我々としても今後検討する課題かなというのはいちよっとならしてご理解いただいた中で、ただし書きというのを例えば指定管理者になった場合は、極端に言うところ所長とか、その他必要な職員を置かなくてもいいですよという解釈になると思います。というのは、指定管理者の管理の方法に委ねられますので、そのような形でただしこの限りではないというような文言を加えさせていただいております。

以上です。

（中野）2点目については、そういう意味では実態はただしのほうでやっているのだよな、実態は。だから、そういう点からいうと今企画部長の説明である意味理解はできるのだけれども、ただそういう意味では逆に置くということのほうが条例上の文章からいうと優先的に条件はないですか。実態はただしから来ているのですよ、ただしから。指定管理者が。しかし、条例の文言からいうと、少なくとも置くということがまず第一義的に来ているのだから、ということになるとやっぱり第一義的ということのほうに優先順位があるという、第一義的ですか、と思うのですが、それなりのその辺の見解が1つ。

いま一つは、最初の質問の部分でいえば、やはり私は政策的なものについては抜き出して、きちっとすべきだということを思っていますので、今回はしようがないにしても、今後はそういう方向でぜひやっていくべきだと思うのですが、その辺を再度聞いて終わりたいと思います。

（企画部長）2点目の改正については、ちょっと今後このような同様な改正があった中で、上程をお願いする場合にちょっと検討させていただきたいというふうに考えています。

ただし書きのところですけれども、基本的にはただし書きの前の本則、本文については、基本的には法律に基づいて文言を合わせたということになります。なので、例えばただし書きが実態と違う、実態はただし書

きでしょうけれども、基本は法律に合わせて改正をさせていただくというのが基本的には一応先例というか、そういったことになりますので、あくまでも現実には逆でしょうけれども、法律上はまずはただし書きの前の本則が第一義ということです。指定管理をする場合については、ただしということ、除外、この限りではないというような規定を設けているということになりますので、あくまでも法律に基づいた改正ということでご理解いただければと思うのですが。

よろしく願いいたします。

(中野) 最後ですが、では企画部長認めるのは、法的には、法律上の表現上からいえば、この置くということのほうを、やっぱりこれが第一と。実態はただし書きだという。法的には一番最初に来た置くと、これが、2番目には要するに実態はただし書きにという、その条例の第1と第2と決めたときに、ただし書きというのは普通に第2番目になるはずなので、1番目というのは置くと。そのことについては認めるということですよ。そこだけ確認とりたいと思います。

(企画部長) この法律ができたのと、例えば指定管理制度ができたのという中で、時系列的な部分もあるとは考えております。委員おっしゃるところに、この条例からすると第一義はこの市長というか、置くというところが基本です。第二義に、指定管理者になった場合は指定管理に委ねますので、それを置くという、強制力はないというふうに考えています。

以上です。

(坂本) 反対するわけではないのだけれども、了解しているのです。だけれども、こういう機構改革というのはそもそもがなぜやらなくてはいけないのかなという、そこは要するに執行部として職員の部長、課長はそろってみんなそういう中でやったほうがいいですよというのか、市長がこういうふうにしたいのだというのか、どっちが先だったのだ。

(企画部副部長兼総合政策課長) 前回機構改革をしてから4年たちまして、その中でやはり組織上課題になっている部分というのがありました。そういう部分も、それは担当課からこれだとちょっと仕事をしにくいだ

とか、市民から見るとちょっとわかりづらいとか、そういう声をいただいでいて、それを1つずつ毎回毎回、毎年毎年改正していくというのは、組織を見直すというのは難しいところもありますので、そういう声を集約した中で機構改革という形で今の時代に合った、また6次総合振興計画に着実な進展といいますか、実効性を持ったものにするということで行ったものですので、決して市長からということではなくて、まずは原課の意見などを聞いた上で行ったものとなります。

（坂本）市長からではないと、執行部の中からみずから問題があるということ、改革したほうが良いという中で、幾つかそういう問題が出たという、その主なものを幾つか言ってみてください。

（企画部副部長兼総合政策課長）今まで福祉課の中に障がい福祉担当がありました。以前、その前に障がい福祉課という課はありましたけれども、4年前のときに福祉課の中に取り入れたといいますか、1つの組織になったわけですがけれども、その中でやはり障がい福祉など、福祉という部門がかなり大きくなってしまって、また高齢者も多くなってきたこともあって、やはりここは一旦分けようというところがありまして、その声が前から担当課からあったので、そういうところを分けた。あと高齢者福祉のところも同じように、そういうところもまた見直したというところがありまして、そういう部分は、細かい部分はほかにもちょっとあるのですけれども、主なところはそういうところでした。

（坂本）今の福祉の部分は一つの例として言われたけれども、ほかにもいろいろあったのだと思うのです。でなければこんな全体的なことを変える必要ないのだし、その部分だけを変えればそんな難しい話ではないと思うのです。今回の改革というのは、すごく時間的なそういう頭の整理というか、そういうものでも結構負担になると思うのです。まず、皆さんがやっていることは市民サービスだよ。市民の皆さんが受けとめやすいというか、一番市役所に来て、ああ、ここはいつも来ているところだなといったときにも、変わってしまうわけだ、今度は新しく。名前も変わってしまう。どこへ行ったらいいのだと。そういうのが多いと思うのだよね。そういうことに関しての配慮が足りないのではないかなと。

やっぱりそこら辺をしっかりと考えるべきだと思うのだよね。先ほども言ったけれども、やっぱり皆さんがやるのは市民の皆さんにいかんサービスをしていくかということを見ると、なるべく課も名前も変えない、それは内容は変わってくるかもしれない、上位法が変われば変わるのはいしょうがないけれども、でもなるべくだったら変えないようにして、皆さんにわかりやすく考えるのが本当だと思うのです。でも、私が合併してみてもずっとこの13年か、何遍も変わっているのです。名前が変わっているの。だから、市役所へ用があって来る人が、えっ、今度どこへ行ったらいいのというのがほとんどなのだよ。そういうふうによく聞くの。皆さんは、そういうのを聞かないかね。俺は聞くのだよ、それは。どうだろう、そういうのは。

（企画部副部長兼総合政策課長）そういうご意見もあろうかと思いますが、先ほど竹田委員に申し上げたとおり、今後しっかりと市民の皆様に周知して、できる限りわかりやすい組織体制を維持していきたいというふうに考えております。

（坂本）ということは、今の、今回の体制が万全だと言い切っているんですね。

（企画部副部長兼総合政策課長）万全だというふうに認識しておりますけれども、考え方は皆さんいろいろありますので、皆さんがわかりやすいような案内とか広報等を活用しまして、お知らせしていきたいというふうに考えております。

（坂本）今ちょっと……それはそれでいいや。

次、1つ今ちょっと確認。体育施設条例の中か、14番の中で、途中で指定管理者は次の業務を行うとかというところに、市長または教育委員会のみの特権に属するというふうに書いてあるのだけれども、市長または教育委員会のみというものは、これはどういう。前はそういうのなかったのだよね。12条のところ。市長の特権に属する事務を置く業務と書いて、この中に市長または教育委員会のみの特権に属する事務を置く業務とあるのだけれども、この市長または教育委員会という、この意味はどういう。

(何事か声あり)

(坂本) 体育施設の条例、新旧対照表だね。

(委員長) 資料ですよ。資料。

(坂本) うん。新旧対照表のほうの14番のところの第12号だよ。(3)。現行は、市長の権限に属する事務を除く業務と書いてあったのだよ。次の新しいほうは、市長または教育委員会のみ権限に属する事務を置く業務というこの違い、どう判断したらいいのですか。

(何事か声あり)

(坂本) 市長も関与するということ、これは。市長またはというのだから、市長……これは、だけれども市長またはになっている。または教育委員会のみという、これが余計に入ったのだよ、今度はね。

(だって、執行機関は教育委員会に行ったんだからさの声あり)

(坂本) そう。

(何事か声あり)

(坂本) だから、市長要らないということですね。いや、意味が通用すれば構わないのですけれども。

(執行機関は教育委員会に行ったんだからさ、市長はここに一切かかわらないの。どこか隔離するものかの声あり)

(委員長) 休憩しますか。

暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時16分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務課長) お時間いただき、申しわけございませんでした。

では、体育施設条例改正案の第12条の第3号のところでございます。市長の権限、教育委員会の権限ということでございますが、まず教育委員会の権限につきましても、使用料の徴収については本来市長の権限でございますが、それを事務委任という形で教育委員会の権限に委任をいた

します。そのほか、本来市長の権限として残るものが、例えばですけれども、使用料の強制徴収、それから行政財産の目的外使用の許可などは市長の権限に残るということですので、あわせて市長または教育委員会のみで残るものがございます。

(何事か声あり)

(総務課長) はい。市長の権限として、市長のみが行使できる権限、例えばですけれども、使用料の強制徴収、それから行政財産の目的外使用の許可等となっております。

以上でございます。

(坂本) 大体のことはわかりましたので、これでいいと思います。あと、これは質問というか、参考になるかもしれないのだけれども、配置図、市役所の中のどういう課がどこにどういうふうに入るということが、細かいことがもう出ているわけだよね。まだ出ていないの。

(何事か声あり)

(坂本) まだできていない。

(秘書室副室長兼秘書課長) 配置図ということで、3月15日発行予定の「広報かがやき」のほうでその配置図のほうはつけさせていただき予定となっております。

以上です。

(坂本) 議会にはいつ来るのだろう。議員のほうには。

(企画部副部長兼総合政策課長) おくれて申しわけありません。今広報の原稿をつくっておりますけれども、ほぼそれで確定すると思いますので、きょうは水曜日ですから、今週中には議会事務局のケースのほう、メールボックスのほうに入れさせていただきます。

(坂本) 今週中。

(企画部副部長兼総合政策課長) 戻って、校正がなければすぐに出します。

(坂本) こういう機構改革あるよというような話をすると、やっぱり市民のほうから俺今度こういうのに用があるのだけれども、どこにあるのだいと言われることが結構あると思うのだよね。俺だけではないと思う。

だから、やっぱりそれについて早く議員のほうにこういうふうになりますよと、今こういう予定ですよと入れたほうがいいと思うのだ。だから、ぜひ一日も早く、どこへ、我々が行くもわからないのではしようがないから、だからその辺はしっかりと早目に出していただきたい。それはどうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長） ……させていただいて、提出させていただきます。

（坂本） この予定でいくと、3月31日までは今の体制、4月1日から新しい体制というの、1日、土日があるから30日、31日と2日間で引っ越しするのだと思うのだ。これかなり大変だと思うのだけれども、支障なくできるかどうか。やってみなくてはわからないけれども。

（企画部副部長兼総合政策課長） こっちのスケジュールが間もなく全庁的に出ていくわけですがけれども、委員がおっしゃるとおり月末に向けて引っ越し作業をしたいというふうに考えております。

（坂本） 市民の皆さんが来るのは、市民の皆さんの都合で来るわけですよ。だから、いつでももう来れば何とか用が足りるというような体制になっていないと困るわけで、混乱しているのでは困ってしまうので、ぜひともそれについては本当に絶対に支障のないようにと。

今回本庁だけなのか、支所も幾らか変わるのかどうか。支所のほうはそういうの影響ないのかどうか。

（企画部副部長兼総合政策課長） 速やかに市民の皆さんわかるように進めさせていただきます。

それと、支所ですけれども、一部区画整理が吹上の第2棟という、前の図書館のところに広田の区画整理事務所が今北新宿のそちらにあるのですけれども、それが一緒になるようになっております。

（竹田） 今坂本委員がどのように配置になるかというので、ただいまやって、速やかにというふうにおっしゃっていただきましたけれども、これは文言の条例改正だけれども、機構改革に伴う文言の条例改正、ただ機構改革に伴う配置というのも全く議会で審議がないまま、市民の皆さんにも広報で渡ってしまっていて、皆さんにはメールボックスに入れますと

ということですよね。皆さんの考えていることは。いや、それでいいのかなというふうに私は思うのですけれども、皆さんの認識は条例改正でやって、配置図も議会の部分では渡せばいいという認識なのですね。そこだけちょっと確認します。

（企画部副部長兼総合政策課長）認識といいますか、まだ配置が確定していないものですから、お見せできなかったところでして、当然に配置が確定すれば速やかに議員の皆さんにはお知らせいたします。

（竹田）配置が確定しないからこそ、だって市民の目線に立ってどのような条例改正を行うか、どのようにわかりやすく配置していただくかということが大事なわけよね。だから、議会はそのチェック機能としての役割を果たすわけだから、確定できていないからお示しできないのではなくて、確定していない段階だからこそ、私ちょっと申しわけないのですけれども、皆さんにまた余分な仕事になってしまうかなというふうに受けとめられる可能性もあるかもしれないけれども、やはりこんなに大幅に変わってやる、実務なんかも変わるわけでしょう。さっきの馬室キャンプ場はこども未来部だから、いうふうになるわけだから、そう考えたときに、市民の皆さんにとってどうなのか、どういう配置にしたら一番いいのか、では議会でぜひご意見賜りたいというのが私本来執行部の姿勢ではないかというふうに思うのです。私の考え間違っていますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）済みません。言い方間違えまして申しわけありません。確定というのは、まだ動いている状況だったので、まず案ができましたらお示ししようというところでしたので、済みません。確定というわけではなくて、案ができましたら速やかにお示ししたいと思えます。

（竹田）ごめんね、しつこくて。済みません。だから、この条例改正のときに、逆に言えば出していただいて、審議に付せるほうがより市民の目線に立って、先ほど坂本委員もおっしゃったし、皆さんもそうだと思う。市民の目線に立って、どうわかりやすくするか、もちろん執行部の皆さんも一生懸命市民の目線で考えてくださっているということは承知しておりますが、より一層いいものにするという点では、今回のここの

ところには出てこないのは、私はむしろちょっと不思議だなというふうに思うものですから、あえてしつこく伺っています。だから、策定過程でいいから、私は出していただいたほうがいいと思います。こんなに大きく変わるわけだし。今度それに伴う予算かかるわけでしょう。幾らかかるのですかといって9月議会で質問して、300万円くらいとか標準が変わったりとかするということふうにおっしゃっていましたがけれども、そういうところからするとやはりわかりやすい行政にすることが一番市民サービスの第一だから、ここの委員会には出ないですか。そういうお考えが持てるかどうかだけ。

（企画部副部長兼総合政策課長）今回の機構改革のプロセスの中で、まず事務分掌だとか組織を変える中で、並行して配置を動かしていったわけではなく、今はもう箱は決まっていますので、その中で動かすものですから、一緒にやっていたわけでは、逆にもう組織が固まった中で少しずつ配置のほうも考えてきた中で、まずは一緒に動いているものではないということから、済みません。ちょっと言いわけに近いのですがけれども、そういう状況でありました。議員もしくは委員の皆さんにお示しするというので、お昼休みに戻りまして、原案のほうを内部で出せるものかちょっと検討して、早い段階でお示しするようにいたしますので。

（竹田）はい、わかりました。では、そういうことで了解しますので、よろしく願います。

（永沼）1点お聞きしたいのですが、今回機構改革ということで、機構改革に伴うその他人事異動というのが当然生じてくるわけですが、その人事異動の考え方というのをちょっとお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）毎年4月1日に定期人事異動というものを行っております。今回本市の組織機構の改正が行われるという部分につきましては、組織機構の改正に伴います重点的な施策の課題であったり、こういったものに十分に配置ができるように、また時間外の縮減等というところも、事務の平準化ということも機構改革の一つの内容になっておりますので、こういった時間外の状況等も踏まえて機構改革に備えた人事異動というものを考えております。現段階におきまして、特にまず

今の職員の配置を新しい組織の中で、事務分掌とか変わっていますので、どのように人がかわっているかという機構改革のシミュレーションを現在行っておりまして、それに応じた、それをまずやった上で新たな人員での人の人事異動を考えると一つのステップを踏んで現在検討はしている最中でございます。

以上でございます。

(永沼) そうしますと、適材適所の人事異動ができるという考え方でよろしいでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 毎年度適材適所の人事異動を目指して行っているところでございますので、今年度においても職員の人事異動の希望、自己申告であったり、あるいは組織でその人の適性であったり、職員相談等を踏まえて、適材適所に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(永沼) 最後に、職員の人でいろんな資格を持っていたりとかあると思うのですけれども、そういった資格を持っている人に対する異動、適材適所になるのですけれども、そういった考えというのは市のほうではお持ちなのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 私ども職員課のほうでは、職員の人事台帳というものが現在電子化されておりまして、人事システムの中に入っております。職員に対しましては、履歴事項ということで、本人が持っております資格ですとか免許ですとか、こういったものを登録をいただいておりますので、当然施設によっては必要な部分、あるいは一番あれなのは建築主事がそうだと思うのですが、そういったところも踏まえて反映ができるような形での人事異動を検討しております。

以上でございます。

(委員長) ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 機構改革そのものに反対をいたしましたので、それに準じて市長政策室とか、先ほどキャンプ場の話をいたしましたけれども、こども未来部に行くということですので、高齢者が使った場合非常にわかりにくい側面もありますので、そういう点ではもっと所管について適正に行うべき内容が含まれておりますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第2号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鴻巣市公共施設等整備基金条例について執行部の説明を求めます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 続きまして、議案第3号 鴻巣市公共施設等整備基金条例の制定についてご説明いたします。

本市では、昭和40年代の高度成長期を中心に人口増加や行政需要の拡大などを背景に、学校のような公共施設、また道路、下水道、上水道といったインフラが整備されてきましたが、これらの施設は老朽化が非常に進んでおりまして、近い将来に一斉に更新時期を迎えるということになります。このため、更新に必要な財源の一部として確保する観点から、新たに設置するものでございます。また、現行の鴻巣市市街地開発基金条例については、鴻巣市東口駅通り地区再開発事業の完了にめどが立ったことから、本条例の附則においてこれを廃止しまして、その基金に属する現金については本基金に引き継ぐことを規定いたします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) では、提案説明の中で、長期的視点に立ち計画的に確保と書いていますけれども、では目標期間とか目標金額についてはどのような考えを持っているのかお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 目標金額、また目標期間ですが、特にその部分について定めはございません。先ほど申し上げましたように、一斉に更新時期を迎えることですので、莫大な費用がかかると思っておりますので、特にそこに向けてというよりも、毎年度の会計上一般財源の中、どのような支出になるかというところを含めまして、その一部の財源として活用したいというふうに考えております。

(矢島) 提案説明の中にそういう説明があったものですから、長期的に視点に立ち、計画的に確保とあったものですから、当然どういふものかなと聞いたのですけれども、使い方についてなのですから、ではあるそこそこの金額がたまったらどんと大規模修繕をしていくのか、例えば5年でこのくらいたまったら大規模修繕をする、10年でこれだけになったからこういう修繕をするというような考え方で基金を使っていくのかお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 公共施設総合管理計画のさらに細かく個別施設管理計画というものをつくってまいります。その中で、何年度いつごろに大規模修繕が必要なのか、そういうところも含めて費用が出てくると思っておりますので、その財源の一部として考えておりますけれども、あくまでも今回の設置につきましても、まずは公共施設総合管理計によります40年間の推計予算がおおむね2,372億円、更新費用は2,912億円という想定の中で不足する金額が540億というふうに言われておりますので、それを全てためることは不可能ですので、あくまでもその都度の更新の中で必要な額をこの基金から充当していくような感じになるかと思っております。

(矢島) 毎年毎年少しずつためて、毎年毎年少しずつ出してとなると、基金を設置する必要なんかないような気がするのですけれども、見解に

ついてお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 先ほど申し上げたとおり個別施設計画というのをつくってまいりますので、その中でそれぞれの施設がどのくらいの更新費用が必要になるかということが明確になってくると考えられます。ですので、そのときに莫大な費用が何年度にどのくらいかかるという、そういう長期的な計画の中でその目標に沿った基金運用といたしますか、基金の考え方を決めていきたいというふうに思います。

(矢島) では、次の質問なのですけれども、市街地開発基金条例というのは、平成31年4月1日現在存在はするのですね。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今回の条例が31年4月1日から施行されますので、附則に書いてありますように現行の市街地開発基金条例を廃止ということで、4月1日からはなくなるものです。

(矢島) だから、4月1日には存在するのか、しないのかという。

(企画部副部長兼総合政策課長) 4月1日には存在しないものです。

(委員長) 存在しないと。

(しないの声あり)

(矢島) 存在しない。存在をしない。平成31年の3月31日まで。何が言いたいのかというと、そういうちょっと不自然さもあったのですけれども、なぜ市街地開発基金条例本体で自分のことを廃止する条例をつくらなかったのか。なぜこの新しい基金条例の中で他の条例の廃止条例を附則で定めたのか。そこのところがちょっと理解というか、できなかつたので、なぜそうしたのか。法制執務上はそういうやり方ができるというのは重々承知はしていますけれども、それぞれで廃止して、それぞれで設置してというふうにしたほうがわかりやすいのではないのかな、あとお金の流れもこれから議論しますけれども、4月1日には市街地開発基金条例はもうないということになると、お金の流れがどうなるのかもこれから質問しますけれども、なぜそういう別々に条例をつくらない、廃止の条例と制定の条例にしなかったのか、理由についてお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 委員がおっしゃるとおり、条例の制定

について手法は今おっしゃった手法もありますし、今回私どもがやろうとしております附則において廃止するという、鴻巣市の公文例規定にもありますが、そういう手法ございます。ですので、今回はどうしてこういう形かというのは、やはり市街地開発基金条例、これをこの基金に移行するのですよ、今回の基金に移行するのですよということを逆にその部分をわかりやすく説明するためにこのような手続で行っております。

(矢島) 例えば基金条例そのものと基金残額については個別に議論の対象になり得るのではないかなと私は思うのです。それを一緒くたでやって、このように改正をしてしまうというのはいかななものなのかなと思ったものですからなのですけれども、そういう考えはなかったですか。お金の関係と制度の問題というのを分けて考える必要があるのではないかなという考えはなかったかどうかお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、条例自体は引き継ぐといえますか、今回の手法の中で附則に位置づけるというところがございます。基金残高につきましては、確かにちょっと見えてこないところがあるかと思えますけれども、予算上の、決算……決算書だけですね。

(何事か声あり)

(企画部副部長兼総合政策課長) そうですね。この時点で確かにおっしゃるとおり金額が出てこないものですから、そこら辺はわかりづらかったのかなとは思いますが、今回につきましてはこのような手法をとらせていただきました。

(矢島) しつこいけれども、4月1日に廃止をするのですよね。市街地開発基金条例を4月1日に廃止をするのですよね。4月1日にはあるから廃止するのではないの。市街地開発基金条例というのは、3月31日をもって廃止するのではないの。そうすると、4月1日に存在するのでしょうか。市街地開発基金条例というのは。さっき存在しないと言ったけれども。

(委員長) 4月1日に廃止する。

(何事か声あり)

(委員長) 1日ずれてしまう。

(矢島) 1日は違うのです。重要なのですよ、これ。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時02分)



(開議 午前 11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 法律上の解釈からいきますと、4月1日から制定すると規定してありますので、その前日に旧条例といいますか、関係する条例を3月31日をもって廃止するというものになります。存在はしないということです。4月1日には存在しないということになります。

(矢島) だから、市街地開発基金条例本体で廃止すればわかりやすかったのではないですかと思ったのですけれども、今後検討はしていただけるのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) また似たようなものがあつたときに、内部での議論の一つとさせていただきたいと思います。

以上です。

(坂本) 今矢島委員のほうから基金の積み立てる額が目標はないというけれども、鴻巣市の中ではいろんな基金あって、積むのはなかなか大変なわけですね。ほかに基金をやめて、積むのはどんどん積めるかもしれないけれども、ほかにも全部ある程度もう積みながらいく中で、会計の予算というのはもう決まっているわけですね。それをどうやっていくかといったら、ある程度1年間に積めるのはこのくらいだということがあると思うのだ。最低限年間幾らぐらいは積んでいくのだということはないと、いつになったらたまらないと思うのだよね。貯金の仕方は俺は、貯金は余り上手ではないのでわからないのだけれども、その辺はどうなのだ。目標として1年に最低限どのくらい積んでいくというのはあるの。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、現段階ではこの基金の積み立てにつきましては不動産売払収入を充てるということになっておりますので、これは市街地開発基金のときもそうだったのですけれども、予算に

については一般財源というよりも不動産の売払収入というところで、毎回現年度で定めるということになっておりますが、今、今年度でいうと売払収入が大体2,100万ぐらい、30年度2,100万、去年は約1億7,200万、その前の年も大体1億6,000万程度が市街地開発基金に積み立てられております。現状でいいますと、不動産の売払収入を基金の財源といたします。将来的には、先ほど申し上げましたが、個別施設計画を策定していく中で、どのくらいの費用がかかっていくのかというのを見た中で、今後検討していきたいというふうに思います。

（坂本）今年度、31年度の予算950万ぐらいしかなかったのではなかったっけ。その不動産売払収入の目標が。今年度の、31年度の予算がそのぐらいではなかったかね。

（企画部副部長兼総合政策課長）31年度、はい。不動産売払収入ですので、どのような不動産が売れるかどうかというのがまず明確になっていないものです。今までですと道路ですとか、赤道だとか、そういう部分の売り払いを充当させていただいております。昨年、一昨年が多かったのは図書館だとか、あとカントリーエレベーターだとか、そういうのがありましたので、そこを充てられていますけれども、毎年度今考えているのはやはりそういう道路敷ですとか、赤道とか、そういう部分で多額な基金ということは想定されていない状況です。

（坂本）半年ぐらい前かな、深谷のほうの、市が小学校の跡地を売り払いしたら、マイナスの売り払い、マイナスになったと。だから、売るのに金かかったわけだよね。そういう現実も起きているわけです。だから、鴻巣の持っている土地がどのくらい、そういう不動産、そういうものがどのくらい評価されるかわからないけれども、そういうこともあり得る。そうすると、マイナスになってしまうのだ、そういうときは。やっぱりこれは本当に公共施設のやりかえというのは何年か後には必ずやらなくてはならないということも出てくるわけです。きちんと確実に積んでいかなければ意味がないのだよ、これがね。だから、それは不動産の売り払いだとか、そういうものを充てるだけではなく、一般財源の中からきちんとこれだけのものは積んでいくのだというものがないと当てになら

ないのではないのかい、この基金が。どうですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 委員のおっしゃるように、今後公共施設の個別施設計画という、部門別につくるのか、エリア別につくるかというのはこれからになりますけれども、その中で更新が必要な公共施設等が明確にわかってきますので、その中でどのくらいの費用がかかるか、ではそれを更新するために基金を積み立てるかどうかというところをその時点で議論させていただきたいというふうに思っております。

(坂本)先ほども40年間で幾らと言ったかわからないけれども、もう40年の計画ができています。大体このくらい金がかかるというのは。では、それ毎年毎年に割っていった場合には、では1年間このくらい最低限積んでいかなければ足りないよと、税金が必ず、今まで一般財源が全部これだけの予定で入ってくるともわからないわけです。だから、そういう中で、では確実にある程度のものを押さえていくには毎年これだけは積んでいくのだというのないと、これはとてもではないけれども、対応できないと思うのだけれども、その辺はどうなのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 質問、何度も申しわけありません。個別支出計画はもっと細かい計画ができますので、その中でこの総合管理計画、12評価という評価をとりながら、概算で出した数字ですので、もう少し精度の高い数字が出てくる、そのときにもう一度内部で議論させていただきたいというふうに思っております。

(坂本)聞くのだけれども、鴻巣の財産だって限度があるのだよ。では、売っていいところと売れないところもあるわけ。では、鴻巣で今売ってもいいところがどのくらいあるのだからとわかっているの。

(企画部副部長兼総合政策課長) 明確に大きな金額が出るようなという想定ではなくて、やはり一つ一つの施設の再編だとか、そういうところも今後計画の中で見込みますと、例えばこの施設が再編すれば不要になる可能性もありますので、そういうところを、申しわけありません。個別施設計画、何度も申しわけありませんが、その中でちょっと検討させていただければと思っております。

(坂本) そうかもしれないけれども、今言ったように再編で例えば、で

は支所が要らなくなってしまうとか、学校が要らなくなってしまうとかという、ではその学校を今建物あるのはそのまんま、ではこの処分、土地はいいよといったときに、深谷の例が出てくるわけです。そうした場合に、建物を壊して、では土地が生きるためにはその壊し代まで含めるとマイナスになってしまうようなこともあり得ると、これからはそういう時代でと言っているわけですから、当てにならないのですよ、そういうのは全然。だけれども、建物を建てかえるには金がかかるのだ。壊すにも金かかるけれども、建てかえに必ずかかるわけだよ。そういうものをきちんとやっていく、必要なものやっていくのだといったときに、財源としてこういう形のでいいのかということはやっぱりもっと真剣に取り上げて、きちんと毎年、ではほかの基金と同じようにこれだけのものをここに積んでいくのだと、財調なんかそうだ。使うのはそれは使っているかもしれないけれども、何億も積んでいるわけだから。そういうふうに積んでいくのかどうか。

一つの例として、何年か前にやった医療環境整備基金だよ。あれだってどういうふうに使うかわからないけれども、1つは加須の例ではないけれども、加須が病院誘致は50億円もかけた。鴻巣はまだ3億か4億だよ。そういうふうにしてできないのですよ。やっぱりそれでもやらなくてはならないと思っているからやるのだけれども、これはもっと大事かもしれない、これは。この基金は、医療環境の整備の基金よりもはるかに市を機能させるためには必要な資金かもしれないですよ。これ大事な資金だ。だから、それをきちんと考えていくのが本当だと思うのだけれども、しっかりやっていただけますか。

（企画部副部長兼総合政策課長）しっかり将来市民の皆さんに負担にならないように検討してまいりたいと思います。

（竹田）本会議のところで、この基金をどのように活用するかというので、他の委員が質問されたときに、例えば市民センターの例を出して質問されていきましたよね。だから、一般会計との公共施設の整備にかかる費用とこの基金との整合性というか、使われ方というのはどうなるのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 現段階では、繰り返すようですが、個別施設計画ができる前、まだ先ですので、その前までは一般会計でもう改修が必要だとか修繕が必要だという中では、トータル的な市の予算、またそこに必要とされる項目等がありますので、それを勘案した中で財源として充てていくという考え方が今あります。ただ、個別施設計画できて、将来の数値等ができましたら、そのあたりは内部で調整させていただきたいというふうに考えております。

(竹田) 公共施設等総合管理計画というのが素案として示されて、個別にあと幾らかかるかというのをずっと出されてきた場合には、例えば2023年にはあそこはもちそうもないといったときには、どこからお金を資金として調達するかといったときには、基金のほうから調達するのか、一般会計のほうから調達するのか。さっき幾ら積むのというふうにおっしゃったけれども、やっぱりそういう点からいうとその基金からお金を使っていくと、本当に必要なときには使える資金がたまっていないということになるので、ちょっと一般会計と基金との関係では、この間いろいろな基金ありますよね。私、平成30年度末の基金残高というのをちょっと資料請求して出したときに、例えば市街地開発基金は今のところは財産売却収入をここに積み立てて、再開発のために繰り出している、だけれども例えばごみ処理施設については積むというか、基金を積むだけ。例えば合併振興基金もそうですよね。積み立てるだけとかというのはありますよね。だから、その運用の仕方についても一定程度ルールをつくっておいたほうがいいのかというふうにちょっと思うものですから、あえてこの質問をさせていただいたのですけれども。運用というか、これは積み立てる。例えばごみ処理施設についてはできていないので、ごみ処理施設の基金としてやっていますけれども、でも搬入道路については市がやるようになったりすると市が責任を持ってここから出すとかというふうなこともあり得ると思うので、そういうことも含めたときに、運用の仕方についてはどのように考えているのか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 基金がそれぞれ目的がしっかり明記されていますので、その年度の予算を組むときに全体の中で基金の運用が、

活用ができるかどうかというところも含めて考えていくと。

それと、前段で仮に例えば2023年ですか、に必要だ、例えば建物の改修が必要だとか、新しい建物を建てるとかいう場合、やはり資金計画としては国の補助金だとか、県の補助金、また起債とか、そういうところをいろいろ財源を考えていきます。全てが一般財源ではないですから、そういう部分。あとは、仮に新しい箱物であればPFIであるとか、民間活力等も含めて、いろいろな多方面からその資金をどうしたら効率的に整備できるかというところを考えて、その上でこの基金の活用というのも一つとしてあるというふうに考えております。

（竹田）はい、わかりました。そういうふうに考えたときに、例えば合併振興基金というのがありますよね。補正予算の末でいうと、30億3,424万6,737円あるのです。この合併振興基金との関係で、例えばこれは本来ならばソフト事業に資するものというふうに最初は言われていたけれども、今ハードでも大丈夫よというふうに言われていますよね。だから、こういう例えば合併振興基金の使い方については今後検討するというのがずっと言われていますけれども、それらも含めた公共施設等総合管理計画の中にはこういう部分というのは財源としてどうなのかなど、出てくる、ためて将来に備えてやるというよりも、今の生活にも大変な人たちがいるのにまた新たな基金をつくれれば、鴻巣の基金残高は、107億円です。いわゆる特定目的基金でも52億円にもなる。トータルで。そのほかに財調もあるわけだから。そうすると、ため込むだけというイメージの鴻巣になるのではないかというふうにちょっと私は懸念するものですから、あえてお聞きしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）本来お願いしているところですがけれども、必ずしも基金条例、今回設置したからといって基金条例が1つ新たにふえるわけではなくて、市街地開発基金条例がなくなって、その部分が浮きますので、新たにふえるわけではないというところを踏まえまして、これも繰り返しになりますけれども、それぞれの基金にはそれぞれの目的がありますので、その目的に向かって積み立てを行っているところですので、それぞれの目的が果たせるように積み立てているというこ

とでご理解いただければと思います。

（竹田）財産売却収入を基本的には基金に積み立てるということですが、財産として持っている部分で、例えば今第二庁舎、駐車場になっていますよね。時々映画というか、テレビの撮影のロケーションになったりとかするのですけれども、そういうものも含めたときに、いわゆる道路のほかに基本的に財産売却収入となるべく対象だと思っている部分というのは、現在ではどのくらいあるのですか。今度管財課と、財政のところが一本化して、その部分では市の持っている財産も一括してやるようになりますよね。だから、ちょっとそういう点では今の使われていない部分での今後のところではどのように考えているかだけちょっとお尋ねをしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）今現在仮に第二庁舎というお話がありましたけれども、それを売る、売らない等どうするか、今後どういうふうに活用していくかというのはこれから、今までも議論はありましたけれども、何が一番有効的なのかというのを引き続き検討していきたいというふうに考えておりますけれども、そのほかの部分についてはやはり先ほど坂本委員がおっしゃったように、壊して売ってマイナスということも考えた上で、やはり有効な手段という、公共施設がどのくらいそういうのがあるのかというのをまたこれから考えていきたいと思っております。

（永沼）少し細かいところで、まず公共施設等の整備に要する経費ということで台帳に出ているわけですが、個別計画というふうにご説明されているのですが、この公共施設等の具体的な中身というのをちょっと教えていただきたいと思っております。内容です。

（企画部副部長兼総合政策課長）総合管理計画、公共施設と言われるものについて幾つか分類されております。学校教育施設ですとか、公営住宅ですとかスポーツレクリエーション系の施設、産業系とか、分類でいきますと、その他入れまして11分類になっております。

（永沼）次に、繰りかえ運用ということで第5条にあるのですが、市長は財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、以下書かれてあるのですが、財政上必要があると認めるときというのはどん

なときなのか教えてください。

（企画部副部長兼総合政策課長）毎年度予算編成をする際に、実際の改修と、また施設整備する中で、不足を生じる場合などに充てていくというところで考えております。

（企画部参事兼財政課長）実際一般会計の歳入歳出の収支の中で、入りが少なくて出のほうが大きくなってしまったときに、支払いができなくなるということが想定されます。そういった場合に、あらかじめ基金条例の中で繰りかえ運用ということを決めておきますと、その基金のお金を一時歳入のほうに繰りかえて支出に充てるということができるようになるような条例の定め方になっております。

以上です。

（永沼）ふるさと納税というのを収入得ているのですけれども、いろんな基金がふるさと納税から分配されているわけですが、この今回の公共施設等整備基金、これについてもふるさと納税から分配するような考え方ってできるのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

（企画部副部長兼総合政策課長）ふるさと納税については、まず寄附される方がどの事業に充てたいかというのを選択していただくようなものになっております。ですので、今ある基金については……ということは考えておりません。

（永沼）今の内容はわかっているのですけれども、これをふやすことができるかということです。

（企画部副部長兼総合政策課長）手法的には可能だと思っております。

（委員長）ほかにございますか。いいですか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第3号 鴻巣市公共施設等整備基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

これは、平成30年5月30日公布の不正競争防止法等の一部を改正する法律におきまして、工業標準化法の一部が改正され、日本工業規格が日本産業規格に、それから法律名を産業標準化法に改められることとなりました。これを受けまして、鴻巣市手数料徴収条例第2条に規定する各手数料のうち、第58号に引用しております複写する用紙の大きさをあらゆる規格であります先ほどの日本工業規格を改正後の日本産業規格に改めるものでございます。

施行日は、法律の施行日と同じ平成31年7月1日としてございます。

なお、この第58号の規定は、行政不服審査法に基づき審理委員が行う提出書類等の写し等の交付などに要する手数料の規定でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 今回の条例改正で、不服審査請求に基づく手数料で、平成31年度、新年度の予算の科目存置で1,000円か何かがあったと思うのですが、過去の実績というのはどのくらいかだけお聞きしておきます。

(総務課長) 過去の手数料の歳入の実績はございません。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第4号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) それでは、ご説明申し上げます。

議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例です。これは、新たに職員になった者が行う宣誓に関する条例、様式の一部の改正を行うものです。具体的な改正内容としては、条例第2条の文言の改正、別記様式の左横書き化、元号の削除、表題の追加、文言の改正となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(中野) まず、この条例についてお聞きしたいのは、これは昭和29年9月22日にこれを制定をして、埼玉県とか東京都はこれたしか昭和26年だと思いますから、3年おくれでこの条例制定して、その後これ見ますと平成元年3月30日条例第8号、それから平成17年9月22日条例27号でそれぞれ改正をしているというふうに、私はこの鴻巣市のサービスの宣誓に関する条例のこの記録から見ているのですが、まずそれ間違いないかどうか、先確認しておきます。

(総務部参事兼職員課長) 先ほど、ちょっと私の聞き違いかもしれませ

んが、8月22日。

(中野) ここには9月と書いてありますね。制定したのですよ。最初に制定したのは。昭和29年9月22日と書いてあるね。失礼、これは改正です。私が間違いです。昭和29年8月25日です。

(総務部参事兼職員課長) その点だけ、済みません。

(中野) はい。そのことで間違いはないですね。

(総務部参事兼職員課長) その他平成のところと、それから合併時のところについては間違いございません。

(中野) 私は、このところでちょっと時間をかなり要するのではないかと思うのですが、実際最後は平成17年9月22日なのですね。それがこの新旧対照表のところに出ているのです、現行という形で。間違いはないですよ。そうすると、この文章そのものは、本来能率的に運営すべき責務を深くし、こんな日本語ないのです。能率的に運営すべき責務を自覚しと、深く自覚しと。深くしの中に自覚しというのが入らなければいけないのです。これ非常に、そういう意味では条例そのものが不備だということであるかと思えます。これは東京都を見ても各自治体のを見ても、埼玉県を見ても、必ずここに能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者としてと、こうなるのです。その自覚が欠落している。2字がね。これはどういうことなのですか。これは誤りですか。

(総務部参事兼職員課長) 私どもでもこの様式の内容等について確認を行いましたところ、先ほど委員のほうからございましたとおり制定時、昭和29年9月、市制施行時からこの文言になっておりまして、その当時の条例の内容等についてもマイクロチップで保存してございますので、それも確認をいたしましたところ、やはり他の市町村等とは差異がその部分が生じているということは確認をいたしております。

(中野) それは、本来ミスだということをお認めになるかということなのです。こんな日本語ないでしょう。責務を深くしって何ですか。そして、責務を深く自覚して日本語なのです。そういう意味では、この条例そのものがミスが文言上あるということをお認めかどうか。

(総務部参事兼職員課長) 当時の市制施行時に定められた条例ですので、

その当時意味を持って深くしとしたかどうかということは、大変申しわけございませんが、確認することができません。ただし、現段階において、条例改正、様式の改正のご提案をさせていただいているということは、よりよくするためには深く自覚しという形で訂正をさせていただいたほうが好ましいと考え、今回訂正をさせていただいているものでございます。

(中野) ならば、私今使っているのを持っているのです。これ今現在鴻巣市は使っているのだそうです、これを。これ条例上、条例改正していないではないですか。議会軽視でなくて議会無視ですよ。なぜ今これが現行のやつを使っていないのですか。新しいのになっているではないですか、これ。これが今使われているのですよ。これは誰が、誰の指示をもってこういうものをつくって、何年からこういうのを使っているのか。条例に全くないものですよ。さっきも言いましたように、議会の軽視ではない、無視。条例改正は議会の議決を得てできるのです、可能なのです。書かれていないのです。今使っているのです。誰がどのように指示してこれをつくらせたのか。刑法見ると、公文書偽造及びその行使というのは第155条、これはそうではなくて権限のある人でなくてはこんなことできない。普通の担当者こんなことできないですよ。権限がある者が勝手につくって今使っているということになると偽造公文書の作成というのですよ。これ刑法156条。懲役1年以上10年未満というのが刑法156条です。だから、私が聞きたいのは、誰が指示をしこれをつくった。今言ったよう、権限がない人はこんなことできないから、誰が指示して、誰がつくった。そして、それをいつから使っているか。答弁いかがですか。

(総務部参事兼職員課長) まず、現在の様式、現在使用しております様式について、いつから使っているかというところですが、保存文書等確認をいたしましたところ、平成27年4月1日の職員採用の時点でこれを現在の様式を使用しております。誰がこの指示をしたのかということも保存文書等を確認したところ、この点につきましては、委員のご指摘にもありますが、今回のこの部分に、様式と差異がある部分につきましては、やっていたことということに関しましては、条例の趣旨に影響を及ぼ

さない文言の修正であるという認識の中で、事務上の運用であると判断し、誰がということは保存文書等の中では確認ができない状況でございますので、職員課としての事務運用上の判断であったという認識でございます。

(中野) 今の答弁だと、逆に言えば私は出るところへ出てやらなければしょうがないよね。誰がやったかわからないと。今の総務部長も何か何の瑕疵はないわけだよ。単なる総務部長に任命されたので。今27年4月1日というと、さかのぼると今の総務部長の前は福田さんなのだ。福田さんの前は武井さんなのだ。その前、原光本さんだ、今の副市長。原光本さんのときのこととしか思えない。27年の4月1日からやっているのですから。もしくは武井さんかどっちか。これ総務部長ではこんなことできないですよ。誰からの指示あったのか。市長からあったのか、当時の副市長からあったのか。今の答弁では、議会にするものではない、そんなものではないですよ。何で現行ここに書いてくるのですか。今使われているのはここですよ。だったら、現行のところに当然これ載せるべきでしょう。載せられないのは、これが条例改正していないからですよ。これは、やっぱり私は議会無視。軽視ではない、無視。議会で議決も得ていないものを勝手に使っている。重大な瑕疵ですよ、これ。だから、これ私が今本当に誰が誰の指示ですかと、私はその人の処分が必要だと思っている。そのぐらい大きなことです。だから聞いているのです。誰が誰の指示に基づいてやったのか。それ出ない限り次に行かないですよ。第一これを委員長どう判断するか知らないけれども、これを採決なんかできっこないですよ。現行で使われていないのですよ。使われていないものを現行と出しておいて、今度はこう改正するなんて、そんなことないと思うのだ。だから、私は処分者をきちっと出して、誰がやったのか、その上でなおかつ正規なルールに乗せる、これを後で、しょうがないよ。これをこれに変えて、条例改正して、そして条例改正された後これに持ってくるということをやらない限り、おかしいことになりませんか。さっきも言いましたように、偽装公文書の作成ですよ、これ。刑法156条に値すると思います。これ議決できるものではないと思います。結論を

言えば、この議案、議員も採決できないと思うのだよ、そんなことを知って。本来そういうことは執行部は取り下げる。やっていただいた上で、もう一度正規な手続、現行からこれにして、そしてこれをさらに今提案してきたやつに変えるというふうにしないう限り、議員はこれ採決できないでしょう。採決したらおかしくなるよ。こんな無断に、議会に議決されていないものを勝手に使っておいて、現行はこれですと、今度はこれに変えますと、賛成ですか、反対ですかというような代物のものではないと。ですから、まず求めているのは、誰の指示でこういう勝手な偽装公文書を作成したのか、そしてなおかつそれを使って行使しているのか。そこがはっきりしないとこの議事進まないと思うのですよ。議会無視です。総務部長答えるなら、気の毒だ、いいよ、別段。誰が答えると思うのだけれども。

(総務部長) 今の改正の関係でございますけれども、委員のほうから指摘することが当然あると思います。今課長のほうからも話がありましたけれども、条例に様式載っていると、条例に載っていないものを様式として事実として27年度以降使ったということなのですけれども、ちょっと大変申しわけないのですけれども、私としては今課長言ったようにその内容については、その分については、こういう言い方はあれですけれども、大きな趣旨とは合わないということはないと思うのですよね。ただ、手続といたしまして、今使っている運用として27年度から使っているということにつきましては、大変申しわけないのですけれども、この宣誓書自体は私、こちらの考えとしては生きるというふうに考えております、それは。それは、いろいろな意見あると思いますけれども、これを加筆したことによって大きくその内容が変わったこととはとれないと私は思っております。

それから、ちょっと一例で申しわけないのですけれども、私のほうもこの関係で調べさせてもらいました。例えば一つの例として、議員の立候補届、国のほうを見たのですけれども、実際問題様式の指定というか、あるのですけれども、実際に使われている様式や届出書のほうを見ますと文言は違う部分があるのです。だから、これは条例や法律違反だとい

う観点もあるかもしれませんが、そのように運用している場合も事実あるわけでございます。そういう点から、今回のあれが合うか合わないかというのはちょっとまた別の問題となると思いますけれども、私としては今ある条例を正規の様式のほうに改めさせていただきたいということを思っております。ということで、今回の提案につきましても何とかその辺お願いしたいと考えております。

また、このようなことを当然条例、我々公務員として条例が一番の法的なものであると思っております。それは自覚しております。そういう中でも、今回の関係でございますけれども、これだけというわけではございませんけれども、今後このようなことがないようにはするつもりでございます。また、すべきだと思っております。ぜひこの辺はご了解願えればと思っております。

以上です。

（中野）総務部長には答弁あったけれども、このままでは採決するってどうやって採決するのですか。私はこれに賛成も反対も棄権もできないですよ、これ。条例にないものを使っているのだから。議員としてみっともない、そんなことをやったら。第一そんな大きな影響ないと言うけれども、では平成27年4月1日から採用された職員は条例に記されていないものを使っているという、ある意味犠牲者ですよ。違いますか。平成27年4月1日入庁者については、条例に定めのない、違った誓約書、本来これでやるならいいけれども、この誓約書を使っている。安易にその誓約書生きるのですか。生きているのですか、それ。一方、平成27年以前の入庁した方、これでやっているのです。自覚が抜けているやつで、これにあなた署名しなさいということは、署名してくれという、そこに責任が出ますよ、当然。これ私、弁護士に聞きました。そしたら、そういうふうに言っていました。当然その職員は責任を負うと。一方、その本人もよく見て、これ違うのではないですかという指摘できない、そう指摘しなかったというその責任もあると。これ弁護士に一応相談しました。これについても、今言ったようにこれは大きな問題だと。条例にないものを使うというのは大きな問題だと。日本は法治国家だと。地方自

治は条例が全て物を言うのだと。というふうに弁護士さんに言われたのだよ。それは今の総務部長の答弁で私は納得できないし、これ採決しろと言われたら採決できないですよ。議員がこんなことを知った上で、はい、いいですよと言えますか。ああ、だめですよと言えますか。私は、皆さんできないと思っています。

そういうことを知ってまでこんな条例に書かっていないものを、これを伏しておいて、現行はこれですと、そして改正はこれです、さあ、賛成ですか、反対ですかと言われたって、今使われているものがこれが条例ないものを目をつぶって採決できるというのは、それは議員としてのいかなものかと思うから、さっき言ったようにやっぱりこれはちゃんときちっと、これ出したのは市長で出して、市長名で出した議案なんだから、だからそういう意味では不備があったという点で取り下げる何なりしてもらわないと私自身は困ります。採決に加わるわけにいかないよ、これ。ましてや選挙が近いので、そんなことがあったとき、議員は……と言われたらどうします。それがちょっと議論して、検討してほしいのだな、取り下げてほしいということと、もう一つは誰の指示で誰がこれをやったのか、これはきちっとしてほしい。

（委員長）中野委員のほうの発言についての答弁が……

（中野）任命権者だよな。

（委員長）任命権者と。

（中野）きょうは出ていないけれども。

（委員長）今の発言の内容については理解できているかと思うのですが、それに先ほどの答弁のほうでも事務運用上の判断でということが、そういうふうな流れがあったということではありますけれども、ちょっと内容についてやっぱり議員というか、委員側としては納得できないということでございますので、ちょっと時間も、お昼になりますから、ちょっと暫時休憩しまして、方向づけをちょっとして執行部のほうでもお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（はいの声あり）

（委員長）では、午後1時から再開いたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 1 分)



(開議 午後 1 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部長) それでは、議案第 5 号の件につきまして、まず今回の宣誓に関しましては私どももすごく大変条例上に規定されているものを違うものに加筆してやったということで、まずもってその辺はおわび申し上げたいと思っております。

今回の条例の改正につきましては、これまでの昭和 29 年からこの条例があるわけなのですけれども、その都度気づいていたかどうか、それはちょっと定かではございませんけれども、改正するチャンスというのは平成の関係、それから先ほど委員が言ったように、あと合併のときですか、その辺があると思うのですけれども、それに関して私どもの解釈といたしましては準則が県から示されているわけなのですけれども、そこで自覚という字はないと、覚がないと、不覚しということで自覚しと入ったと。不覚しというのも読みようによってはあるのかなというあれはあるのですけれども、あとは準則に従って参考にしながら条例をつくったのかなと、当時は。現在課長が話しましたように、当時のマイクロを見ましたらやっぱり抜けているのです。それで、議会を通っているということなものですから、それは正しいということでございます。と思っております。

要は今回の平成 27 年度から運用というか、条例とは違う様式を使って宣誓書をやらせてもらったと、ことなのですけれども、申しわけないのですけれども、表題部がないのと、それから自覚という文字がないのとということで、それは自覚を入れて表題部を入れたということで、ちょっと安易な考えがあったかもしれません、それは。正直言いまして。条例無視というのは当然ありますけれども、その辺に関しまして今回の条例の改正、元号が変わるとということで、今回合わせまして何点かの改正をやって提案させてもらったのですけれども、これはどうしても大変委員からもこれは条例違反だと、重々こちらも感じております。それで、今

回の条例の改正につきましては悪意はあったわけではないわけなのですが、その辺ぜひご了承願ひまして、ぜひとも議案のほうを審議はしていただきたいと思っております。

それと、過去の27年からのをどうするのかということでございますけれども、これにつきましては私どものほうもそれは、本会議場でも私はちょっと内容に大きな変化はないと、変更はないので有効であるという発言をさせていただきました。ただ、前もって様式のほうが違うということは、最初から違法であるということも承知しております。そういう意味で、過去の分につきましてはの有効であるけれども、条例とは合っていないということを経験しますと、その辺は何らかの対応をさせていただければと思っております。

それから、責任の関係もございます。それもやはり当然これだけの条例に伴う運用でございますから、その辺はきっちり検証させてもらいまして、処分なりその辺は考えていきたいと思っておりますけれども、その辺でご理解いただければと思っております。

(中野) 総務部長はおわびすると言ったけれども、委員会の委員だけだから、これは既に本会議で上程されているのだから、ここに出席していない議員さんについては何らかの形で通らなければいけないと思っておりますが、それにしても後段についてはこれから検証していくというのですが、それはあくまでもしつこく私はやりますけれども、ただ前段についてここで審議してということは採決してくれということだと思っております。それは、前から私、午前中も言いましたように採決できないというのだ、俺は。これ先ほど私しゃべった中で大変差別用語で……という言葉を使いましたけれども、これはちょっと私も訂正させていただいておわびするのですが、議会議員として出された議案について調査し、精査して、その上でこういう委員会なり本会議に臨むということであって、出されたものを右から左に、ああ、そうですか、ああ、そうですかというわけにはいかないという意味で言葉を使いました、差別用語を使いましたけれども、そういうことを申し上げているわけで、したがってここで採決して、例えば賛成委員さん、あるいは反対委員さんいたとき

に、私はこの選挙戦ではっきりスピーカーで言います。それは、だって条例で改正していないものを、それを議会が知ってしまった上で、それをいいのだ、悪いだと採決するということ自体、私は議員の資質が問われると思う。

そういうふうに考えたときに、執行部はどこまでそういうことを判断してくれているのか、ここで審議をして白黒つけてくれということに対して、私はそれは応じられない。だから、採決といたら私はどういう態度をとったらいいのか困ります、本当に正直言って。しつこいようだけれども、現在のこれを条例きちっと改正していて、それでこれを現として今度は新たに言語を横書きにするというのだったら何ら問題ない、賛成するのだけれども、これが条例通っていないものを、議会が通っていないものを、かけていないものを何で現行ということを、昭和29年に制定した、一部平成元年に元号が変わったので訂正して、合併前に要するに吹上とか川里の職員にも適用するということで変えたのでしょうか。これは、平成17年9月22日だったかな。ということは、我々は議員ではないのだ、鴻巣の。竹田さんはそうだけれども、たしか。俺は議員ではないのだ。坂本さんなんかも。そういう点では、私はこれについて責任を負えないわけだ、正直言って。そういう中でこれとこれと採決というやつはどうしても俺はできない。どういう対応をとっていいかわからない。委員会として差し戻しということ是可以できるのかどうか。委員会の総意として差し戻しができるのかどうか。執行部がどうしても取り下げないというのだったら。取り下げないで採決してくれというのだったら、委員会として総意でこれはやっぱり条例に入っていないやつだから、そういう意味では差し戻すということができるのかどうか。俺もわからないので聞いているわけ。そういうことです。例えば経験者はどうなのか。同じ委員として。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時10分)



(開議 午後1時11分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) 私は、中野委員が最初に議会軽視、無視ではないかというような話だったけれども、つい先日一部事務組合のほうは、別の話になってしまうけれども、議会軽視だということできちんと議長から管理者に申し入れろと、文書で申し入れたのだ。議会軽視はしないでくれと。そういうことを言ったばかりなのだ。私が今これを見ると、このままいいよと賛成できる状況ではないなというのが、実質自分の気持ちの中ではありません、本当に。それは、やむを得ない、いろんな考え方があるのだけれども、判断しなくてはならなければ判断しなくてはならないのだけれども、なるべくだったらきちんと整理した形のやり方をしてほしいのだ。今やりとりの中で聞いていて、違法状態だと言ったね。違法だと言った。それは、だから事実違法なのだ。今27年に加筆という、自覚は入ったけれども、それを違法としてさっきとり直すと言ったよね。4年分だか何だか。

(さっきは言っていないの声あり)

(坂本) さっき立って言ったよ。とり直すかもしれない、答弁しなかった、さっき。

(何らかの対応と言ったの声あり)

(坂本) 何らかの対応ではない。その後の取り直しするようなことをさっき言ったような気がしたけれども、俺は。言っていない。27年以降のこと。

(委員長) 何らかの対応と責任問題ということで。

(坂本) では、それだったらしようがないかもしれないけれども、俺が今聞いた中で、俺が言うのだからちょっと聞いていて。もし4年間の分をとり直すということになると、これではなく、今までの自覚がないのをとり直すのだよね。そういうことになるよね。それで、自覚はなくてもいいのだということになれば、そのほうがはるかに早いのだ。今までそれで通してきたのだから。何もわざわざここで、だから自覚を入れたものをこれをなくしていってもおかしいかもしれないけれども、実際にこの条例のとおりなのだ、それが。もしそういうのであれば。宣誓書は

… …それはちょっと気がつかなかったけれども。だから、このことに関しては本当にいつ気がついたのかなと思うのだ。この自覚がないということが。いつ気がついた。26年に気がついた。だから、それはわからないではないのだ。27年にこれを使い始めたということはわかったから自覚を入れたのでしょう、実際には。その段階でわかったから、そのときにすぐ使い始めたのかどうかだ。それとも、その前からわかっていたのだけれども、いつかはやらなくてはならないということで、27年がその年だったかということなのだ。それはどうなのだ。

(総務部長)今ご質問の中で審議のほうに入っていないのですけれども、今竹田さんが言ったように… …

(何事か声あり)

(総務部長)いえ、敬意を表しまして。まず、条例違反という私が言葉を使いましたけれども、条例にあるものがあって、それにできないから違反かなという、それは適切かどうかわかりません。そういう意味で話していると。意味で言ったわけですから、その辺ちょっと誤解のないようにお願いします。そこだけ殊さら違反だ、違反だというのも、反しているということでちょっと和らげさせていただきたいと思います。

それから、今言ったように27年からとったということですので、これは私も確認をしていないのですけれども、そのときの担当者なりがその辺の差異があったというのを気づいたのかなと。それ以前に気づいていたのか、それはちょっとその辺は定かではありません。

以上です。

(坂本) 以前のわかっていたかどうか、それはいいよ。今になってしようがないのだから。でも、普通であれば27年に変えるときに議会のほうに条例の中にこういうのあったけれども、本来は自覚が入らなくてはいけないので、入れますということを言えば済んだ話なのだ。その一言を言うだけで、議会に報告するだけで、では条例改正、簡単に加筆しましょうということのできたのだ。それは今の部長ではない、そのころの部長がやったのだらうけれども、何でこれを議会に言わなかったかということになってしまうのだ。今言ってもしようがないというかしれないけ

れども、国も同じだけれども、今担当している人が責任をきちんとしょっていくべきなのだから、これはしようがないので、だからやっぱりそのときの判断をきちんとこうだというふうに言うしかないのではない。そのときは知らないでは済まないと思うのだ。では、今の段階しか責任持てないということになってしまうのだから、そのときは知らないと言われたら。そうではない。今担当している部長は昔のこともしょってきているのだから、みんな。それが本当ではないかと思うのだ。だから、なぜ言えなかったかとはっきりしてもらいたい。

（総務部長）事実といたしまして、平成27年からそういうふうに運用というか、変えたということでございます。当時そのときの担当の部署のほうで変えた。話戻ってしまいますけれども、どこで気づいたか、それはちょっとわかりませんが、そのとき気づいて直したのだと。ただ、直すには条例に載っているわけですから、やっぱりそれは条例改正を行うべきであったのかなという、そういう反省も当然あります。ただ、ちょっと擁護するわけではございませんけれども、文言の修正とかというのは大きな改正があったときに直すというのが今までの、全部が全部ではないですけれども、通例でもあるのかなということで、今回元号が改正になるということで改正で横書きにするとかも一気に改正になったわけなのですけれども、本来ならばそのときやるべきであったのかなという反省はございます。

（坂本）その前の段階、17年の10月1日の合併のときに、その前に1年半も2年もかけてすり合わせを全部したわけだ。事務事業も全部見たのだ。そういう中で気がつかなかったのだ、実際に。我々もそこは意識はなかった。まさかこうなると思っていないから。そのころから、本来ならその改正、合併のときの協議の中で出てくればそのときに直せたのだ、一緒に。川里、吹上がどうだったかわからないけれども、我々はこの文書を見たことないから。だけれども、これを川里時代、吹上時代がこちらの文書でやっていたかどうかというのは確認はできるのかい、こういうのは。川里の時代にこの文書でやっていた、吹上の時代はこの文書と、鴻巣はこれで自覚がないとこで自覚しないで宣誓したのだから。

皆さんもそうだよね。その辺の調査はできないの。そのときにも既に、本来なら全部見ているわけなのだ、合併のときに。そういうのはあるのかい、もともとが。

このことがわかったのは、そもそも自分たちで気がついて直したのか、ほかから言われて直したのかということも大事なことなのだ。その辺もはっきりしてもらいたい。

（総務部長）今となってはその当時のことをはっきりとわからないのですけれども、恐らく合併協議の中で条例の3本を1本にするわけですから、と思うのです。ただ、言いわけになってしまうかもしれませんが、宣誓書というのはあくまでも決まり切った文句、文言があってなものですから、そのまま川里、吹上、鴻巣というので鴻巣というふうに書きかえてなったかもしれませんが。その辺はちょっと、これはもう臆測でしかないと 생각합니다。気づいているならば、そのとき直すのが一番適切だったかなとは私は思っておりますけれども。

（坂本）今言ったとおり、そのときは気がつかなかったとしても、では27年の段階で直したということは、その段階ではわかったわけだ。これは違うということ、違ったのを簡単に加筆することだけでいいやと考えたというのは安易なことだと思うのだ、本当にこれは。やっぱり役所の文書を我々が何か提出するときも、足りなければここ書いてくださいと言われるのだ。簡単に我々が何か申請書を出したりするときの文書間違いだから、ここ足してと言われるのと同じようなものは違うと思うのだ、感覚が。宣誓書というのは、自分がきちんとかういうことを自覚してやりますよというための宣誓なのだ。それが曖昧では人間が曖昧になってしまう。約束が曖昧になってしまう。だから、やっぱりこれは一番大事なことだ。その辺はなぜこうなったかというのを原因をきちんと見たほうがいいと思うのだ。今になってだめだということかもしれないけれども、調べられるだけ調べたほうがいい、それは。担当でさっき言ったとおり、その当時4年前だから、担当はたしか4年前の3月だと原さんがまだ総務部長だったかな。3月の議会で原さんは副市長就任の議決をされたのだと思うのだ。4年間というのだから。そのときは原さんのときだよ。

原さんがこれを見ればすぐわかるわけだ。自分がやっていたのだから、担当を。原さんが部長でやったときにこういうふう書きかえなさいと言って直したのだと思うのだ。ほかの人は、部長は知らないで下の職員がやるわけではないのだから、こういうことを。そういうのをただしてからだ、それだって。そのころすぐできると思うのだ。どうだというのですかというの。これだけ議会で問題になるのだから、担当していた職員がいるのだから、まだ。その辺をきちんと聞いてからでもいいのではない。今すぐだって聞けるよ、それはどうだったかと。こういうことに関しては覚えていると思うのだ。どうですか。責任問う、問わないではない。その辺がわかるかどうかだ。はっきりさせたほうがいいというの。

（総務部長）27年から使っているということで、その当時というか、担当にしる、その辺は把握はできるかなとは思っておりますけれども、ただ……当然加筆なり、そういうものを変える場合ならば上のほうというか、一般的に上のほうから言えば承知していれば条例のほうにも響くねというのはあるかもしれません。そういう状況であります。

（坂本）当時担当していたと思われるだな。そのときに思った、でも変えたのは27年なのだ。27年の4月の宣誓書はこの方式になったわけだよ。ということは、その段階ではもう幹部というか、市で雇う側の責任ある人たちはみんな知っていたわけだ、これは。これを宣誓してもらう、署名してもらうということを、きちんと正式採用のときにやっているのだらうから、雇う側のほうの責任者が全部知っていたわけだ、本来なら。だと思っただけけれども、そうではないですか。

（総務部長）採用の中で職員としての身分の保障とか、その辺はありますから、まずは宣誓というか、自分の立場ではないですけれども、その辺を誓って職員としてなるわけですから、宣誓書があるというのは承知はしていると思っております。

（坂本）我々も議員になるとき、立候補するとき宣誓書って出すのだ。これも違っていれば失格になってしまうのだから。そういうものだ。宣誓書は、職員の新採用の人が簡単に書くだけのものではないのだ。これはきちんと約束することだ。その約束する文書が違っていたのをそのま

ま単純に自覚するを入れてしまっていていいのか、そういう問題ではないと思うのだ。ここはしつこく言うけれども、それはそんな簡単なものではないと思っている、俺は。本当だよ。条例であるのだから、条例を早く直すべきなのだ。これを執行する前に条例を直すのが本当なのだ。すぐ手配して、臨時会開いたっていいぐらいだよ、こういうのは。そのくらい大事なもののなのだ、これは。職員に自覚なんだから。それをやらなかったというのは、これは問題があるのだ、本当に。今誰が知ったから、誰がこういうふうに行ったかというところをできるだけだして見てもらって、それで誰が責任をとれってなかなか言えないかもしれないけれども、やっぱり流れはどういうことだったのだという経緯はきちんと知るべきだと思う、議員は。わかるだけのことは調べてもらいたい。

（総務部長）できる限りうちのほうもその変遷というものを確認はしなくてはいけないかなと思っております。そのときの責任というか、それはあると思いますけれども、私は自分なりに今の自分が責任を持つべきだと思っていますけれども。そういう対応でさせてもらいたいと思っています。言ったように、調べについてはできる範囲での調べはやっていこうと思っています。

（竹田）平成27年4月より使用していたという事実を提案するに当たって認識したのはいつですか。

（総務部参事兼職員課長）使用していた事実につきましては、平成27年当時、事務上の運用という形での認識の中でしてございまして、条例の趣旨に影響を及ぼさない文言の修正にかかわる事務上の運用であるという考えの中でこれまでで、他の改正、今回平成の元号の改正に合わせて、これまでも法制執務上、国等においても他の改正が生じたときにあわせて改正することとされておりというものを踏まえまして、今回の改正で提案をさせていただいたところでございます。

（竹田）ということは、条例とは違う中身だけれども、わかっていたけれども運用していたというのが、平成27年の当時からだというふうに私今ご答弁いただいて認識したのですけれども、私の認識で間違いはないですか。

(総務部参事兼職員課長) 特に職員としてそういったところが引き継ぎがあったとかということではございませんけれども、今回この改正を行うに当たって認識をしたと、改めまして認識はしたというところがございます。

(竹田) ということは、平成27年から運用していたということを知ったのは今回の条例改正のときにわかったということ。この平成という部分も含めて。いうことだから、平成31年、3月議会だから、平成30年12月議会が終わった後からこの条例の改正について取りかかるときにわかったということなのですか。皆さんを責めているわけではない。事実をちゃんと申し述べていただきたいということで。だから、多分課長さんになってからだってそんなに間もないわけだから、1年ようやくたちますけれども、そういう点からいうと前から運用していたということがわかったのが平成30年の12月ですとか平成31年の1月ですということ、そこを。

(総務部参事兼職員課長) 職員課長としての個人としては、そういうこととでございます。そういうことというのは、失礼しました、今回条例改正の必要が生じたときにあわせて改正をする必要があるという認識を持ったところとでございます。ただ、申しわけありません、組織としては当然27年から運用していたということですので、先ほど部長ございましたけれども、知らなかったというわけにはいかないというふうに認識はいたしております。

(竹田) 自覚のほかにも宣誓書というのも入っているのだ。宣誓書というのも入っているということは、かなり大きい運用をしていたということで、私ちょっと一番思うのは、皆さんも任命権者の命に基づいてお仕事をなさっている。だから、ここに書いてある第2条に新たに職員となった者は任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないということだから非常に重たい。だから、任命権者が面前で書かせていた文言がここにあるわけだから、私は任命権者によく相談したほうがいいと思っているのです。条例と違う様式を使って任命権者の

前でみんな宣誓するわけだから、非常に任命権者はどういう自覚のもとに任命していたかということは私非常に大きいと思う。だから、今皆さん、部長以下、課長さん、皆さんいろいろご答弁いただいていますけれども、皆さんも任命権者の命のもとに仕事をしているわけだから、私は任命権者にちゃんとこの委員会であったことをリアルに報告して、前でやっていたのですよ、条例と違うものを書かせていたわけだから。大きいと思います。私任命権者の定める上級の公務員に責任があると思っている。

だから、さっきこの条例について審議できないというのは、任命権者によく相談をして、どのように取り計らうかというのを。一回上程してしまったものですから。条例違反のことが行われていたと。違反ですよ、これ。この中身書いてある。もっとすごいのは、この宣誓書の中に、私は主権が国民に存することを認め、日本国憲法を尊重し、かつ業務することを固く誓いますと、私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ論理的に運営する責務を深くし、全体の奉仕者として誠実にかつ公平に職務を執行することを固く、これに基づいて仕事をしている人たちが、それに基づかない仕事をするということそのものが任命権者の責任があると思っている。だから、休み時間に、ちょっとお尋ねしますが、こういう問題がありますということで任命権者にはご相談いただきましたか。

（総務部長）我々としては対応するというので、そういう役割になっていますけれども、ただ任命権者がいなかったものですから、副市長のほうにはちょっと話はさせていただきましたけれども、対応につきましては。そういう状況です。

（竹田）副市長は何とおっしゃっていましたか。我々で対応しなさいという命だったのですか。

（総務部長）誠意を持って……。

（竹田）わかりました。誠意を持って対応しなさいということですね。だったら、誠意を持った対応というのはどういうことだというふうに理解をして戻ってこられましたか。

(総務部長) 今までの宣誓のほうも対処させて、ただ私がちょっと思うには昭和29年からの条例制定され、オリジナルの条例なのかなと、自覚しというのがなかったのはあるのかなと。あと、表題部もないですけれども、臆測ですけれども、この部分は採用者が宣誓書と書いて名前を書くのかなという、そういう臆測もあるのかと、これはちょっと個人的な考えですけれども、それもあるのかなと思っております。ただ、その辺は正直に経緯とその辺は話をさせていただきまして、ぜひともこれにつきまして、どの条例が軽い、重いというのはないですけれども、私とすればできるだけその辺の職員の身分に関するものですから、その辺は滞りなく改正のほうを審議していただければという願いがあります。以上です。

(竹田) 皆さんが本当に一生懸命やっているし、宣誓書に基づいてやるということでやっておられるか、私は今回議案については共産党議員団の中ではマルにしようということで臨んだのですけれども、でもさっきの中野委員の指摘から発してやるのだったら、やっぱり宣誓書の中身に基づいた仕事をしようとするのだったら、私は任命権者にもう一度よく相談して、ちゃんと身ぎれいなもの、そういうもとに戻した、平成27年の4月からやっているものも含めて、ちゃんとかういうふうに対応しますと、ですのでもう一度皆さん、よろしくお願ひしますというふうにしたほうがいいと思います、本当。だって、宣誓書に書いたとおりの仕事をするのでしょ、皆さんは。そこが私は一番大事だと。公正かつ能率的に、公正かつですよ。そこが一番問われるわけで、私たちもだからそういう点からいうと職員の皆さんが任命権者の前でやっているわけだから、任命権者によく相談をして、公正かつ能率的な仕事をしたいと、一点の曇りもないようなものにしたいわけでしょう。そういう願いを持っておられるのだったら。

だから、私は一旦取り下げてください、こういう経緯がありましたということを実際にちゃんと議会に報告していただいで、その結果、宣誓書のこの部分は私も必要だと思うし、この改正だと必要だと思っています。そのほうがよっぽど皆さん気持ちよく仕事できるのではないです

か。私一番思うのは、国会と同じような体質になってほしくない。一番それが私の願いです。ですから、相談をしていただいて、任命権者と、この議案についてどうするかと。後でわかったら大変なことです、この議会として。そうですかというわけにいかない議案だと思います。ましてややっていたことは犯罪ですよ。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 3 7 分)

(開議 午後 3 時 0 0 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部長) それでは、議案第 5 号の鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましてですけれども、いろいろとご意見、委員さんのほうからいただきました。大変申しわけないですけれども、もう少し整理させていただきまして、できるならば後日の委員会のほうにまた再審議というか、意見というか、考えのほうも示して説明したいのですけれども、それでいかがでしょうか。

(委員長) 続けて今行おうと思ったのですけれども、まだ答えというか、答弁ができていないと、回答がないということなので、執行部の答弁のとおりでありますので、現在議案第 5 号が議題となっておりますけれども、審査の都合上、ここで議案第 5 号の審査を一時中断として、残りの議案を議案番号順に進めたいと思います。なお、議案第 5 号は議案第 28 号の次の議題としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、あしたは午前 9 時から再開し、1 日目の散会時に審査途中となった議案から審査の再開をしたいと思いますので、ご了承願ひます。きょうはいけるところまでいきますので、それで続けてやって、最終的に 28 号の後に今の第 5 号ということで、請願の前ですね、ということでご了承ください。

それでは、続きまして、次は議案第 6 号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) それでは、議案第6号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、民間労働法制である働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に公布され、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限時間等を規定した人事院規則が平成31年2月1日に公布され、平成31年4月1日から施行される予定となっております。地方公務員においても、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革に向けた時間外勤務の縮減等を推進するため、また国家公務員の措置等を踏まえ、本条例の一部を改正し、時間外勤務の上限を規則等に盛り込むために条例を規則に包括的に委任する旨を追加する内容となっております。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(中野) 今回の条例改正については、新旧対照表で見ると第8条、略で、その後の3のところ、2項の後に前項に規定するほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は規則で定めるとなっています。本会議だったか、議運だったか、ちょっと定かではないのですが、今回のあれは1カ月で他律的業務については1カ月100時間、年間720時間、それから自律的業務については1カ月45時間、年間で360時間というふうに説明を受けたのです。ということは、これを規則に明記するということになると思うのですが、これは素朴な質問ですが、こうした内容について規則でやるということは議会が関与できなくなるのだ、この変えるときに。そういう点では、他市はわかりませんが、条例等できちっと明記するわけにはいかないのかどうかについて伺っておきます。条例であれば、議会にかけなければいけないということになるわけですから。

(総務部参事兼職員課長) 今回規則で包括的に委任するという規定を追加するということにつきましては、全国条例の参考例というものが出さ

れておりまして、国においても法律から人事院規則に委任をしているという形の形式をとっておりますので、同様の考えのもと条例のほうにそこを加えまして、規則で定めるという形で進めていきたいと考えております。

（中野）わかりました。ただ、近隣市についてはやっぱり同じような状況なのかどうかというのは今現在承知していますか。

（総務部参事兼職員課長）全てを聞いているわけではありませんが、近隣市も同様の状況だというふうに伺っております。

（竹田）今時間外勤務の時間の問題は規則で業務量1カ月45時間、年間360時間。1カ月100時間を超える場合も入れているのですけれども、ちょっと確認しますが、働き方改革というのは1年前、またこれも公文書の改ざんというか、いろいろ議論があった中で国会の中では成立した法律ですよ。働き方改革関連推進法8法案を一括してやった内容ですが、何で100時間をあえて入れているのか。1年間720時間、1カ月100時間というものを入れている要因についてちょっとお尋ねをしておきます。規則の中で、だから国家公務員の人事院の中では入れているのです。規則の中では入れているので、そのままスライドさせていると思うのですけれども、原則1カ月45時間、年間360時間。

（職員課副参事）国のほうでは、働き方改革推進法を踏まえて、今まで人事院のほうで、平成30年8月の人事院勧告がありました。この中で公務員の人事管理に関する報告というもののの中で、長時間労働の是正措置として超過勤務命令を行うことができる上限の時間を1カ月45時間以内、1年について360時間、他律的な業務については1カ月について100時間未満かつ1年について720時間ということで、国のほうがそういったことで規定をしたものでございます。

（竹田）そのほかに、例えば100時間未満というふうにあります。その100時間未満の場合に、それに例えば本人の申し出がなかったとしても、医師による面接指導を行うようにするとかいうこともあるようになっていきますね、国家公務員の場合は。ということは、あえて医師による面接指導を行うようにするというのを、国家公務員との人事院の規則の中

で述べているというのは何か理由があるのでしょうか。何か聞いていますか。

(職員課副参事) 今まで1カ月100時間を超えて、なおかつ本人からの申し出によって医師の面接を受けるという分は、労働安全衛生法のほうで規定をされておりました。それが今回の改正に合わせて、80時間を超えた場合、本人からの申し出があった場合ということで基準が引き下げられておりますので、それに合わせて、市のほうでもこれは勤務時間規則のほうではないのですが、労働安全衛生法のほうで規定がされておりますので、国と同じような運用をしてまいります。

(竹田) 国と同じようなということですが、あえて入れる必要がこのところで、規則で定めるという中にこの数字が出てくるわけですが、では実際に鴻巣市の職員の1カ月45時間、1年360時間ということと、100時間と720時間との関係で鴻巣の中で超過勤務の一番長い方というのは何時間ですか。

(職員課副参事) 平成28年度の実績でございますが、686.5時間、平成29年度が697時間、平成30年度1月末時点までですけれども、535時間でございます。

(竹田) 年間でも、これ年ですよね。ということは、かなり長くやっていらっしゃると。他律的業務の比重の重い部署というふうに言いますが、他律的業務の比重の重い部署というのは、鴻巣の中でいうとどこの部署になるのでしょうか。

(職員課副参事) 他律的業務の定義の中で、やはり自分の管理の中では業務の性質として時間が管理がなかなか難しい、できない部分ということであれば、市民税課については申告の時期、これは時期的なもので量は調整することができません。他の時期に持っていくことができません。また、市民課についても3月、4月の転入、転出時については、これも自律的に仕事量を管理することはできないというふうに考えております。

以上です。

(竹田) この間、高橋まつりさんのいわゆる自殺というのですか、長時

間で過労自殺をしたということを引き金にいろいろな働き方改革が議論されるようになってきて、今回最長でも1カ月100時間というふうなことがなっていますけれども、この100時間未満でも過労自殺したりとか、過労死したりとかしている人たちというのは多いのです。そういう認識をどのようにお持ちなのかということをお聞きします。

(職員課副参事) 委員さんがおっしゃりますように、時間の設定なのですけれども、1カ月100時間、あと2から6カ月の平均の時間外が月平均80時間というものについては、そういった基準を超えると脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準というものがあるのですけれども、そういったものの基準の中では職務、業務との因果関係が非常に強いというふうに言われております。そういった基準を採用して、労働基準法あるいは国家公務員のほうでも人事院規則で同様の規則を定めているものです。

(竹田) いわゆる過労死ラインというのをどこにするかというところで、100時間というのが本当に合法的だというふうに、どうなのですか。提案するに当たって、国家公務員もやったけれども、これは準則ですから、あくまで例えば100時間ではなかったとしても50時間にするとか、さっきの一番言われているのが1カ月45時間。本来残業しないということが前提で、日本人は働き過ぎというふうに言われていますけれども、あえて100時間を入れているというのは、準則に従わなくてもいいわけだし、それから例えば80時間以内にするとかというふうにしていかないと、過労死はなくなるのではないかというふうに考えますが、どうなのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 委員さんおっしゃるとおり、時間外勤務というのは少なければ少ないほどいいというふうに考えております。当然100時間というのは民間労働法制である労働基準法を設定するときにさまざまな医学的な見地だとか、そういったところで設定をされているというふうに認識をしておりますので、そこを準用して人事院規則というものが設定され、それをまた均衡の原則に基づき、地方公務員のほうに適用になるというふうに認識をしておりますので、100時間しないからいいというのではなく、1時間でも減らせるような努力を進めていくと

ということが肝要であるというふうに認識しております。

(竹田) だったら、働き方改革をめぐっての議論のときに厚生労働省が一般労働者の労働時間調査に基づくデータの2割を削除していたと、ちょうど1年前くらいですよ。ここにも働き方改革でデータの不正というか、捏造というかやっていて、これがあつたにもかかわらず国会の中では多数で通ってしまったということですので、100時間ということであつたとしても、先ほど話したとおりに、ご答弁いただいたとおりに、80時間でもいわゆる大変な状態になるということを考えるならば、一番のやった45時間、年間360時間を限度とした働き方にしなさいよと、鴻巣の場合はというふうに入れておいても私はいいのではないかと。100時間というのをあえて入れないというお考えが持てなかったのかどうか、ちょっとそこだけ確認します。

(総務部参事兼職員課長) 当然先ほど委員さんがご指摘のとおり、統計の問題等でございましたけれども、私どもも仮にそれが民間労働法制であつたり、人事院規則等が変わつた場合には、その影響により数字が変わつた場合には、当然その部分については規則等で変更していく予定であるのと、人事院規則に準じた形での設定が好ましいというふうにご考えております。

(竹田) わかりました。それは、幾ら議論しても平行線であると考えますが、私は45時間、年間360時間できちっと抑えるべきだということをお主張しておきたいのと、あつこの条例の中で当該職員が時間外勤務するに当たつて、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつてはということがあります。そういう点からいうと、正規職員は時間外というか、育児時間をとることができますよね、3歳まで。ちょっとそこをまず確認したいと思つます。

(総務部参事兼職員課長) はい、取得可能でございます。

(竹田) 例えば非正規だったら、こういうものというのには当てはまらないのですか。育児時間の問題ということでは。それは、いわゆる正規職員に該当する部分なのですけれども、育児時間との関係で。非正規は当てはまらないと解釈していいかどうか。

(総務部参事兼職員課長) 一般職の育児休業等に関する、いわゆる育休法になるのですが、これは基本的にはフルタイムの職員を想定してつくられているものでございまして、ただ国のほうの国家公務員のほうでも場合によっては当てはまる場合もあるというところがございます。ただ、どうしても本市で任用しております職員につきましても、委員さんがおっしゃっていただいているのが臨時職員等に当たる部分なのかなというふうに私のほうでは今感じているのですけれども、臨時職員というのがやはり任期の関係等がございますので、6カ月、最長1年というのが今の任期ですので、そこで育児休業等というところでは、当てはめられる育児休業と当てはめられないものが出てくるというふうに考えております。

(竹田) わかりました。例えば放課後児童クラブだったら、いわゆる任期付職員ですよ。希望する場合、任期付職員になったら、いわゆる服務規程なども、それから一定スライドさせられる部分がありますが、保育所職員の場合は任期付職員というのは採用していませんよね。ちょっとそこを確認します。

(総務部参事兼職員課長) 現在は採用していません。

(竹田) 2020年からは会計年度職員という形になってくるので、また別途ですけれども、例えば今職員配置の問題でいうと保育所の場合、正規職員よりも非正規職員、臨時職員のほうが多い。だけれども、実際保育の現場を担っていると。私のところに意見があったのは、ちょうど30代の臨時職員なのですけれども、朝の時間外保育にも、30代の子育て世代の人が朝の時間外保育に入っていて自分のお子さんは祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんに保育園に送っていただいているということなのですけれども、だからそうした場合に保育所の職員が任期付職員に平成31年度、2019年になることができるのかと、ちょっと採用の時期もあれなのですけれども、そういうことができるのかどうか。事業課とは何か検討しているのかどうか確認しておきます。

(総務部参事兼職員課長) 現在の状況につきましても、保育現場については正規職員と臨時的任用職員で、このまま移行した場合には2019年度

……未満だからよいわけではありません。そういう点では、100時間以内でも過労死しているデータもあるだけに、この数字はやはり問題であるというところを指摘し、反対といたします。

(総務部参事兼職員課長) 先ほど答弁の中で2019年度から改正するということが一部間違っておりました。2020年からで訂正をさせていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

(委員長) 訂正をお願いします。

次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第6号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鴻巣市空き家等対策協議会条例について執行部の説明を求めます。

(自治文化課長) それでは、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、空き家等の適正管理を促進することにより良好な生活環境を保全するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため条例を制定するものです。これは、平成27年5月26日に全面施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法第7条第1項の規定に基づき、鴻巣市空き家等対策協議会を設置し、協議会の委員12人以内を

もって組織するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 第3条についてお聞かせください。

委員の身分について、委員はどのような身分でしょうか。

(自治文化課長) 委員のメンバーの想定ということによろしいでしょうか。

(身分の声あり)

(自治文化課長) 身分につきましては、非常勤特別職ということで対応を考えております。になります。

(矢島) 今想定している具体的なメンバーというのは、どういう人を予定しているのでしょうか。

(自治文化課長) 市長のほか、市民として自治会関係者、民生児童委員、それから学識経験者として司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、大学関係者、埼玉県住宅供給公社、居住支援法人等を現在想定しております。

(矢島) 委員は12名を予定しているのでしょうか。

(自治文化課長) 委員につきましては、10人以内ということ想定しておりまして、現在鴻巣市空家等対策庁内検討委員会で案として提案したところで、この中でもう少し審議をするようにということで、内容については確定ではございませんが。

(矢島) 法律と条例で委員構成が違うというのは、どのような理由でしょうか。

(自治文化課長) もう一度済みません、お願いいたします。

(矢島) 法律の第7条で、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うの協議会を組織することができるとうたっていて、その2項で委員について列挙していますよね。市町村長、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者ということになっていま

すよね。鴻巣の協議会条例については、1号から3号までになっていま
すけれども、この違い、なぜこういうふうにしたのか。

(ちょっと済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩。

(休憩 午後3時30分)



(開議 午後3時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治文化課長) 済みませんでした。まず、市議会議員の委員とする予
定、違いなのですが、本市の附属機関の委員の考え方としまして、
鴻巣市附属機関等の設置及び運営に関する基本方針に市議会議員は法令
に定めがある場合、その他特別の事由があると認められる場合を除き、
原則委員に選任しないこととしておりまして、こちらにつきましては市
議会議員の委員については今回外しているというところでございます。
また、他の委員につきましては、実際鴻巣市においてどういった方が適
任であるかどうかということをもまず市内で協議して、その上で空家等対
策市内検討委員会に提出をしまして、その中で委員についてももう少し再
考するようというところで指示をいただいたところでございます。

以上です。

(矢島) ごめんなさい。わかりました。細かいことを言うのですけれど
も、法ではその他市町村長が必要と認める者以外については全て学識経
験者だよと言っていますよね。ところが、鴻巣市の条例を見ると、1号
で市民、学識経験がなくてもいいということなのかどうかお聞かせ
ください。

(自治文化課長) (1) 番に市民、鴻巣市の空家等対策協議会条例の第
3条第2項第1号につきまして、市民としてございまして、その中で自
治会関係者、民生児童委員を想定しているところでございます。

(矢島) その理由によって法とは違うメンバー構成にしている、内容に
しているということだと思います。わかりました。

付随してなのですけれども、以前に条例があつて、法律があるから、鴻

巢市の条例は廃止したというようなことだったのですけれども、私も非常にうっかりしていたのですけれども、法制執務上の話として恒久法ではなくて特措法、特措法があるからということ根拠に本市の条例を廃止するという考え方について見解を伺います。

（自治文化課長）まず、特措法の至った経緯というか、背景なのですけれども、居住の用に供されない住宅などが年々増加し、これらの空き家の中には適切な管理がされていない、倒壊の危険性の増大や公衆衛生の悪化、景観の阻害等、問題を生じさせており、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているという実態がございました。こうした中、空き家等の問題を解決するために、その有効活用をまた図るためにこれらの諸問題を解決するため、国と都道府県や市が協力して制定されたものが空家等の対策の推進にかかわる特別措置法でございます。本市におきましては、平成26年7月に鴻巣市空家等の適正管理に関する条例を施行し、対策を行ってまいりましたけれども、平成27年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行に伴い、平成28年3月の市議会定例会で議決を得まして、条例を廃止しております。具体的な法制執務上の特別措置法につきましては……そういった取り組みを、適正管理に向けた取り組みを市としては行っているところでございます。

（矢島）特措法は理由があつて特措法で、恒久法ではないわけで、恒久法を根拠に条例を廃止するということでしたら、100%ではないですけれども、理解できなくもないのですけれども、特措法の状態なのにもかかわらず、特措の状態にもかかわらず条例を廃止するということはなかなかちょっと解せない部分があります。先ほどのともリンクするのですけれども、条例があればやはり市の独自性というのがもっともっと追求できるのかな。先ほどの協議会のメンバーにしてもそうだと思うのです。条例とリンクしていれば全く問題がないけれども、法律と照らし合わせると若干の乖離というか、違いが出てくるわけで、やはり特措法を根拠に条例を廃止するという法制執務上の考え方というのは余りよろしくないのではないかなと思います。今回の特措法については5年後に見直し

をするというこの特措法だとは私も理解はしているのですけれども、特措法を根拠に条例を廃止するというのはいかがなものかなというふうに思って、その見解を聞いたところです。担当課に聞くのは厳しいのかなと思ったので、法制執務上のこととして質問をさせていただいたのですけれども、見解はありますでしょうか。

（総務課長）特別措置法について少し文献等を調べてみたのですけれども、例えば参議院の法制局のコラムにコメントがあったのですけれども、特別措置法というのは特例的あるいは特別な事態に対処するための措置とあります。それから、暫定措置法というのが暫定的な措置、臨時措置法というのは恒久的でない措置、緊急措置法というのが緊急事態に対処するための措置をそれぞれ定めるものだというコメントがありました。これらのことから、空家対策の推進に関する特別措置法はその目的にあるような非常事態が生じている、特別の事態に対処する措置の法律だということを強調するために特別措置法という名称がつけられたものと思われまます。国の提案説明も確認したのですけれども、特に期限的な表現はされていなかったもので、すぐに何年間を区切ってというものでは、確かに恒久法ではありませんけれども、すぐに、すぐにという期間を区切つての法律ではないのかなとっております。

（野本）今回新しく条例をつくっています。協議会という形にする意図はどのような意図なのかをまず伺います。

（自治文化課長）空き家の特措法におきまして、第7条第1項に協議会を設置するということが明記してありますので、これについてはその7条第1項のとおりということになります。

（野本）それでは、質問の仕方を変えまして、この会にどのような役割とか責任とかがあるのか、それを伺いたいと思います。

（自治文化課長）こちらにつきましては、先ほど提案説明でも申し上げましたように、空き家等対策計画の作成が、それから及び変更が今回特に重要視されたものかと思っております、この作成に当たりましては検討委員会で協議しながら、空き家等対策協議会において協議していただくという流れになっております。

(野本) この空き家の対策というものは、想定としてどういうふうにしていくことを目指していくのか、その辺を伺いたいと思います。

(自治文化課長) 空家等対策計画において定める事項でございますが、まず1つ目としまして空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き家等の種類、その他の空き家等に関する基本的な方針を定めるということです。それから、計画期間、それから空き家等の調査に関する事項、それから所有者等による空き家等の適切な管理の促進、それから空き家等及び除却した空き家等にかかわる跡地の活用の促進、それから特定空き家等に対する措置、それから住民等からの空き家等に関する相談への対応、それから空き家等に関する対策の実施体制、そしてその他空き家等に関する対策の実施に関して必要な事項を定めることになっております。

(野本) そうすると、この協議会では計画をつくることが使命であって、空き家を何か……空き家に対する措置する権限というのはここにはないというふうに考えるのでしょうか。

(自治文化課長) 権限ということですがけれども、特措法の中に明記されているとともに、まず計画を作成することによって不平等がないように、計画の中でそこをある程度基本方針を定めていくというところもありまして、現段階の中ではなかなか特にそういう措置に関してはあの人とこの人で違うということがあってはいけませんので、まずは計画を策定して、その中で協議会の中で協議していただくというふうに考えております。

(野本) それでは、計画はつくる工程についてはいつごろからいつごろまでにつくって、いつごろから実施していくというようなことを想定しているのでしょうか。

(自治文化課長) まず、協議会の策定についてですけれども、まず7月から8月を目途に進めてまいりまして、計画につきましては31年度末までに策定を考えております。

(坂本) 今の中で強制的なことはなかなかできないような、ここにある、危ないからどかしてもらおうよというような形でそれを排除するようなこ

とはできない、そこまでのものはないというような感じだったと思うのです。それはやむを得ないことだと思うのだけれども、その次の2条の(2)のところに市長が必要と認める事項と、空き家等に関する施策の推進に関して市長が必要と認める事項というのはどのようなことが考えられるのですか。

(自治文化課長) (2)号なのですけれども、空き家の市民の方に向けた、土地所有者に向けた空き家の啓発、いわゆる空き家をつくらないようにする啓発とか、そういったものに一部入ってくるかなというふうに考えております。

(坂本) 個人の所有だから、なかなかそういうのを強制的にというのは難しいとは思っています。では、啓発して、何か書き物を持って、おたくはこうですから気をつけてくださいよと言ってどかせるようならとつくにどかすのだ。なかなかそれができないから、難しいからこういうのをつくってくるのだけれども、その程度のことしかできないということなのですか。

(自治文化課長) そこも含めまして、大変申しわけないのですけれども、協議会の中できっちりと審議していただきたいと思っております。

(竹田) 今回の対策協議会をつくる条例ですけれども、いわゆる上位法の空き家等対策の推進に関する特別措置法は平成26年の法律で成立していますよね。26年に成立しているのだけれども、今平成31年の3月議会に基本計画をつくるための条例が提案されていますけれども、この時期になったのは、平成26年に成立しているから、例えば27年、28年とか29年でもよかったのではないかと考えるのですが、この時期の条例制定の経緯についてお尋ねをします。

(自治文化課長) 先ほど少しお話しさせていただいたのですけれども、平成26年7月に空き家等の適正化に関する条例が施行されて、平成27年5月26日の空き家等の対策の推進に関する特別措置法の完全施行に伴って、市として法律の規定により事務を行うということで、平成28年の3月市議会の定例会において条例を廃止しているということで、この辺の経緯というのがちょっと調べたのですけれども、なかなか詳細なことは書か

れておりませんでしたので、あくまでこちらまで、話したまでの範囲しかちょっと把握はしておりません。

（竹田）基本的にはいろいろあって、空き家の問題というのはあれだから、もっと早く、例えば平成28年度とか29年度とか30年度に条例提案があってもよかったのではないかという私の問題意識のもとでちょっと質問をさせていただいているのです。ですから、背景がよくわからないというのだったら、それでそのように伺っておきますが、そのことによるのですね。ちょっと確認をします。

（自治文化課長）質問の意図が、済みません。ことし、平成30年度なのですけれども、空き家の調査を行いまして、その中で1,588件の空き家の調査を……1,588件の空き家の……ちょっと済みません。空き家等の実態調査を、調査件数が1,588件実施しまして、空き家と判断されたものが805件、それから現地調査での判断不可としたものが110件ございまして、915件に対しまして平成31年度にアンケートの意向調査を行うことができることになりましたので、それに伴いまして次年度以降計画の策定をしていくということになっております。

（竹田）わかりました。それで、平成31年度の予算の中では、これは自治文化課で条例は制定しますが、実際の施行は建築課になって、協議会委員の予算の執行の対象人数を10人としているのです、予算書の中で。していますよね。新年度予算の中で10人と……10人になっているのです。だから、市長は当然報酬をいただく立場の方ではありませんので、だから先ほどの定数何人にするのといったときに、今後協議していきまうというふうにおっしゃっていましたがけれども、報酬を払う人は10人だという解釈でいいのかどうか、ちょっとお伺いしておきます。

（自治文化課長）報酬の支払いについては、一応10人を想定しておりますして予算を組んだところなのですけれども、ただ今後の協議の中によっては委員の増も考えられるというふうには考えております。

（竹田）先ほど庁内の検討委員会もありますよね。それで、それを受けて検討委員会から協議会で協議するというので、庁内の空き家の検討委員会と協議会との関係、だから庁内の対策検討委員会というのがあつ

て、それは担当職員か何かいろいろ議論したのを協議会に上げていくという流れでいいのかどうか、ちょっと確認をします。

(自治文化課長) 委員さんおっしゃるとおり、協議会の中で策定するというよりも、当然検討委員会の中でもんだものを協議会のほうに上げていくということになるかと思えます。

(委員長) ほかにございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第7号 鴻巣市空家等対策協議会条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 1点だけ。19ページ、シティブロモーション推進事業のラッピングバス広告委託料ですが、このラッピング期間いつからいつまでか教えてください。

(企画部副部長兼総合政策課長) ラッピングにつきましては1年間を予定しておりますが、4月に入りまして業者との調整を始めまして、そ

の後ラッピングバスを走らせる予定になっております。

(矢島) 全くいつからというのもわからないのかどうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 7月からです。

(矢島) 7月から1年間ということによろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 大変失礼しました。7月から1年間でございます。会計年度の継続がありますから、とりあえず31年度3月までで一回切れます。

(矢島) バスは何台あるのですしたっけ。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず業者が2社ありまして、千葉交通と国際十王交通の2社走らせています。それぞれ2台ずつが1日4往復しておりまして、そのうちの国際十王交通の1台のバスにラッピングをする予定になっております。

(矢島) 関係自治体、成田の高速バスの関係自治体の中で、鴻巣市以外でラッピング広告を行う自治体はどことどことどことどこか教えてください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 当市のみです。

(矢島) 例えばラッピングを行うことで関係自治体と協議は行ったのか、行わなかったのかお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 協議は行っておりません。

(矢島) 他の自治体の動向というのは、情報として入っているのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) ラッピングに限らず、この成田空港行き連絡バスについての情報については、運行业者からそれぞれ熊谷市と久喜市の状況というのはどういう取り組みをしているかというのは伺っておりますが、自治体同士の協議というのはしておりません。

(矢島) 他の関係自治体からのラッピングをしたいというような申し出がなかったようですけれども、他の自治体は例えば余り効果がないのではないかなとか、そういうことではない。市としては、必ず効果があると思ってやると思うのですけれども、まだバスが余っているわけで、なぜほかの自治体が申し込まなかったのか、わかる範囲でお聞かせくださ

い。

（企画部副部長兼総合政策課長）恐らくそういう発想がなかったのだと思いますけれども。

（矢島）すばらしい。では、お聞きしたいのですけれども、このラッピングバスの広告委託料の詳細、例えば何にどのくらいかかるとか、そういう詳細はわかるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）まだ当然契約していないものですから、概算でラッピング代に100万円、そのほか……まずデザインをつくらなくてははいけませんので、ラッピングのデザインに110万程度、ラッピングバスを走らせるのに100万円程度を予定しております。

（坂本）今回のシティプロモーション推進事業については、最初からこれ計画があったのかどうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）都市競艇組合から特別補助金ということで、本年の1月19日付で補助金の交付についての通知がありましたので、それについてどのような活用ができるかというところを内部で考えたところ、今まで本市のPRとして高崎線に広告を入れたり、いろいろやってきているのですけれども、効果が大きいものというのはやはり大型のバスにラッピングをするというのは、相当鴻巣市をPRできるものというふうに判断しまして、そこに着目したところです。

（坂本）そもそも都市競艇から来るのは100万円だよ。100万円でしょう。都市競艇組合のほうから自治体に100万円ずつという話だったと思うのだけれども。

（今回はねの声あり）

（坂本）だからそうだよ。今回特別に100万円ずつ関係自治体に還元するよということで始まったことだよ。それをもとにしてやるのに200万円もかかるのだよ。本末転倒ではないかなと思うのだけれども、最初から計画があったのなら、それに対してたまたまよかったと思うのだけれども、途中からこれが突如100万円来たから、ではこれをどう使おうといたら、100万円足さなくてはできなかつたという事業になったわけだ。そういうふうに俺は考えるのだけれども、では何ってなければ100万円使わ

ないで済むのだ、例えば。それだけの効果が本当に出るかどうかということが大事なわけけれども、そこをどう捉えているか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 当初予算等にシティプロモーション推進事業というのを位置づけておりまして、それについてはいろいろな媒体を使いまして鴻巣市をとにかくPRしていこうというところでの取り組みがありますので、今回100万円特別補助金がありましたので、それをうまく活用して、効果があるかないかというのはやってみないとわかりませんが、今まで高崎線に2回ほど広告出させていただいていますけれども、高崎線の車両の広告よりははるかにPRという部分においては大きな効果があるというふうに考えております。

(坂本) 成田行きのバスは、鴻巣駅だったっけ、駅だよ。熊谷から鴻巣駅経由、それで久喜というか、あれは菖蒲か、モラージュへ行って、それから高速道路へ乗るのだ。ほとんど目にするのはこの間だけなのだ。高速道路を走っていたら全然目につかないのだ、走っていても。高崎線のほうがはるかにいろんな人が乗るのだから、そのほうが価値があるのかなと思うのだけれども、それはもっと高崎線より価値があると判断をしたということですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はるかに価値があると思っております。

(竹田) お尋ねをします。

いわゆる事業効果というのは後にならないとわからないのですけれども、私一番効果があるのはメディアだと思っている。びっくりひな祭りでテレビで放映されたでしょう。本日は鴻巣のびっくりひな祭りですとテレビで放映された途端に、いい天気の日は本当にたくさん押しかけていただいて、駅からずっとひなの里までウォーキングしたり、いろいろなところをやっている。そういう点からいうと、メディアへのアピールの仕方、もっと工夫したほうがいいのではないかなというふうにちょっと思うのです。例えば埼玉新聞とか、一番埼玉県内のことをやっているのだけれども、全県でも初めての事業ですということで、例えば今回介護職員の人の場合10万円、市外から見えた場合30万円、最低でも3年間いけば補助しますというのは県内の非常にすぐれた事業なのです。だか

ら、そういうのを県内で初めてですということのを大いにアピールするところでは、もっと皆さん謙虚だと思えるのですけれども、そういうものをやって来ていただく。そのためにメディアは新聞とかそういうのは無料ですから、そのほうがよほど私は事業効果があるのではないかな。だから、メディアにも例えばきょうびっくりひな祭りがありますとか、花をやっていきますとか、いろいろなことをやっていきますよというのをメディアに事前にお知らせしてテレビで放映していただくと、たまたま、夫の職場は都内なのですけれども、鴻巣のことをやっていたよといって職場で話題になったのだそうです。だから、そういうふうにするほうがよっぽど私は効果があると。だから、200万円かけて、226万8,000円かけるよりももっとメディアを使って、メディアの記者の人と仲よくなるという方法はどうかかなというふうにちょっと思うのですけれども、どうなのでしょう。

（企画部副部長兼総合政策課長）委員おっしゃるとおりだと思っております。どうも鴻巣がうまくPRできていないというのは、やはり課題だと思っておりますので、そういう部分を含めてこれからPRしていく。ただ、成田バスについては国際十王にしても初めての取り組みだそうです。非常にバス会社にしても驚いている、効果は高いだろうとバス会社のほうも言っております、関東では幾つかの自治体が、同じようにやっている自治体がありまして、恐らく埼玉県ではないのではないかと思いますので、その辺は国際十王も積極的にPRしていく、前面に出していくということもありまして、我々もこの成田バスについては積極的にPRして……

（それはバスのことでしょうかの声あり）

（企画部副部長兼総合政策課長）はい。メディア発表は国際十王もしますし、我々もしますし、両方から積極的にPRしていくと。その中でほかの部分についても今後積極的にやっていきたいというふうに考えております。

（竹田）私は、一般質問でやるのであれですけれども、やっぱり持っている情報を常にオープンにすると。オープンにするという行政としての

姿勢、体質をやっぱり改善していく必要があるのではないかなというふう
にちょっと思っているのです。だから、そういう点からいうと大いに
アピールするということは、常に持っている情報をアピールするという
体質にしていくと大いにまた変わってくるし、そこはさっきも言った条
例改正のときの職員の服務規程の部分でもそうかもしれないけれども、
そういう体質にしていくことがいろいろなところで問われているのかな
というふうに思うものですから、大いにアピールするようにぜひしてい
ただきたいというふうに思います。いいところいっぱいあるし、職員の
皆さんも頑張っているし、市民の皆さんも誇りを持っていろいろな部分
で頑張っておられるから、来るかどうかは別としても、新聞社とかメデ
ィアに大いにこれありますから来てくださいと、取材に来てくださいと
大いにやることが大事だと思うので、それで先ほど関東では何市かやっ
ていらっしゃるというふうにご答弁いただいたのですが、その効果とい
うのは何か検証されているか、聞いていますか。

（総合政策課副参事）直接確認はしていないのですがけれども、ラッピン
グバスをやっているのが佐久市と片品村ということで、佐久市のほうは
アニメで「北斗の拳」というのがあるのですけれども、そちらのほうを
大々的にやって、どういった効果があるかわかりませんが、注目を浴び
ているということです。

以上です。

（何事か声あり）

（企画部長）先ほど総合政策課長が答弁したとおり、これは民間でかな
り商品とか企業イメージをやって走らせている事例もあるということ
で、その結果からすると商品の売上げが上がったとかという話も聞いて
いますので、総合政策課長の言うとおり、非常に効果が上がるものか
なというふうに民間の事例だとなっていてということです。珍しいバス
を走らせると、意外と女性の方とか写真撮っていただいて、SNSと
かに上げていただけるのかなというのも少しだけ期待をしているところ
です。まずはメディアのほうのマスコミですか、のほうに売り込んでい
きたいなというふうに考えております。

(竹田) このバスのラッピングをして、この効果として何を狙っているのですか。何をもちって効果があったというふうにするのか、ちょっとお伺いしておきます。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、ラッピングバスをして、今部長も申しあげましたけれども、成田空港ですので、これからインバウンドで外国人の方がたくさんいらっしゃいますので、オリンピック等が控えて、多分恐らく非常に外国人にとっては珍しいものとなると思います。ですので、そこでまずスマートフォンからSNSに拡散していただいて、日本にはこういうバスが走っている、鴻巣だというものをまず知名度を上げていきたいというところで、知名度ランキング等、民間の冊子とかでありますので、ある意味そういうところで順位といいますか、わかりますので、できる限りその順位が上がればいいなと思っています。

(竹田) 今住みやすさ、住んでみたいまちの中に埼玉県が入り始めた。さいたま市とか大宮とか入り始めたよというのが今非常に注目されていますよね。だから、そういう点からいうと、鴻巣を知っていただいて、では何をもちって鴻巣を知らしめるのだと。最終的には住んでいただいて、いいまちだよというふうにするのかということも含めれば、私はもっといいまちに育てるためには、もっとほかの事業にかけたほうがいいのかというふうにもちょっと思うのです。それで、さっき言った高速、成田から見て、あっ、珍しい、鴻巣があるよと、確かに鴻巣のコウノスって読めない人がいるのです。北海道でこの間何と読むのですかと言われたから、だからそういう点からいうと知らしめる効果はあるかもしれないけれども、何をもちって効果が出たというふうにするのか。行政は最少の投資で最大の効果を生むというところで、ちょっとそこだけ。ごめんなさい、長くして。

(企画部副部長兼総合政策課長) 総論になりますけれども、今までの方針等で、中でも申しあげているとおり、まず鴻巣に住んでよかったと、市民の皆さんがこれから住みたいまちと思っていただける満足度を高めていく。さらに、市外の方が鴻巣に来たい、鴻巣いいところだというふうに認識していただく、そういう部分の取り組みも含めて成田バスもあ

って、総合的にやっていきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。8ページ、地方債補正ですが、これはいろいろあって、補正の変更ですが、利率5%以内というので、それぞれの利率について、基本的には政府債ですよね。ちょっと教えていただいて。

（企画部参事兼財政課長）こちらで表記しております利率に関しましては、上限値ということで5.0%の設定をしております。また、借り入れ先につきましては政府の資金もあれば、民間の縁故債と言われている市中銀行もありますので、ということになります。

（竹田）変更だから、金額の変更ですよね。だから、今借りている金額を多かたり、少なかりさせているのですが、それぞれ利率はどのくらいで借りているのかだけ。

（企画部参事兼財政課長）金額の変更ですけれども、当初の借り入れ予定額に対しての変更の増減になっていきますので、まだこれから借り入れますので、利率については当然5%以内の利率で借りるということになります。

（中野）確認するだけで、難しいことでないのですけれども、先ほど説明の中で18ページの財政調整基金について、6,000万円を入れることによって25億7,000万という残高という答弁がございました。そうしますと、確認ですけれども、あしたやる予算の中に13億の取り崩しがあるのだ。すると、25億7,000万から13億取り崩すと12億7,000万なのだけれども、それでいいのか。その上で今度ことしの9月に平成30年度の決算を行うわけだから、決算によってまた別途財政調整基金に入れるということはあるけれども、少なくともことしの4月1日から13億取り崩して、その間は財調は12億7,000万程度という理解でいいのではないかと思うのだけれども、その点だけ確認しておきたいと思います。

（企画部参事兼財政課長）委員さんのおっしゃるとおりでして、今25億7,000万のうち13億を取り崩します。その差し引きとしまして約12億程度残るという中で、あとはおっしゃったように剰余金等が出ればまたそちらのほうに積み戻していくというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

(永沼) 19ページのシティプロモーション推進事業のラッピングバス広告委託料でございますが、これのデザインされている会社って決まっているのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 今見積もりとっているところは、国際十王交通は東武バス系の会社ですので、ラッピングをすることにある程度規制というわけではありませんけれども、県の審査会などがありまして、ある程度そういうのに柔軟に対応できると思いますか、もうなれた業者がありますので、まずそういうところから今見積もりをとっている状況です。

(永沼) そのデザインの内容については、市のかかわりというのはどのように行うのでしょうか。もうお任せなのかどうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 実際の調整はこれからでして、今全く業者が決まっているわけではないので、例えばどういう写真だとか、そういうデザイン的な話もまだしておりません。4月に入りましてから調整というふうに考えております。

(永沼) そのデザインの話なのですけれども、デザインに大きいか小さいかわからないのですけれども、QRコードみたいのをつけたらどうかとちょっと思うのですが、いかがでしょうか。そこを照らすことによって、市の映像というか、観光が見えるとか、そういうふうなことをやったらどうかと。もし市のほうで意見を言えるのだったら。

(企画部副部長兼総合政策課長) 参考にさせていただきますが、どうしてもこのラッピングというのは非常に制限があるらしいことを伺っております。ですので、こちらから申し出ることは可能となっておりますので、今後の参考とさせていただきます。

(永沼) 31ページの危機管理課で、太陽光パネル照明灯設置工事、マンホールトイレ設置工事なのですけれども、この時点で今何校まで設置されたのか教えてください。

(企画部参事兼危機管理課長) 現在8校を終了しております。

(野本) ふるさと寄附金の減額の理由を伺いたいと思います。15ページ。

(企画部副部長兼総合政策課長) 一昨年、昨年と伸びてきた経緯がござ

います。同じく30年度についてもやはり伸びてくるだろうと予測のもと、6,000万ほど予定をしておりました。その結果、2,000万ほど減額という予定になっております。理由としましては、ちょっとこれは分析したわけではないのですけれども、新聞等の中では最近ちょっと新聞で話題になっているような高額な返礼品だとか、何でもありな状況の市が幾つか公表されておりますけれども、そういうところに駆け込み需要で偏ってしまったのではないかなという予測もありまして、減額になっているのは本市だけではなくて、県内かなり……40市中24市が今年の4月から12月までの間で減になっているという状況になっています。

(野本) そうすると、2,000万円減額で大体どのくらいに結果いくような見込みなのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 本年1月末現在で約3,460万程度ですので、3,500万少し超えるぐらいかなというふうに見込んでおります。

以上です。

(委員長) ほかにはございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 3 0 分)

(開議 午後 4 時 5 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) それでは、本日の審査はこの程度にとどめ散会といたします。明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 5 時 3 0 分)